
第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

令和2年6月9日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月9日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	高 田 直 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	小 原 義 人	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（井藤 稔君） 一般質問であります。

通告者の紹介を行います。

通告 1 番、議席番号 8 番、松田悦郎議員、通告 2 番、議席番号 6 番、河中博子議員、通告 3 番、議席番号 2 番、山路有議員、通告 4 番、議席番号 5 番、松本二三子議員、通告 5 番、議席番号 4 番、三島尋子議員。以上、5 名の議員の一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

議席番号 8 番、松田悦郎議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） おはようございます。8 番、松田です。

まず、一般質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症による死者が、世界全体で 40 万人を超えてしまいました。そのような中で、日本ではまだまだ感染症の方が出て、止まりません。家にいることも大きな社会貢献と言われてますし、村長も毎日心配されていると思います。幸いにも日吉津村から感染者は出ていませんが、これからも日吉津村から発生しないように祈るばかりであります。

それでは、一般質問に入ります。最初に、村内の消火栓を全て地下式へについて質問します。村内の消火栓は、御存じのように地上式と地下式がありますが、そもそも地上式消火栓は外観も悪いし、その設置箇所では自動車の通行に大変支障を来すことが多くあり、そこで村内全ての消火栓を地下式に変更されたい。地下式消火栓の蓋は非常に重く、蓋を開ける際に手を挟めたり、地下式消火栓の穴に転落するおそれなどの危険性はありますが、現在自治会で行っている消火栓扱いの防災訓練では、ほとんど地下式消火栓の指導を消防団により行われております。地上式消火栓は、積雪のためなど位置が分かるように造られていたようではありますが、現在は地下式消火栓でも位置の確認ができるよう目印が設置してある箇所もあり、これにより積雪対応は解決でき

と思います。現在、行政としては地下式消火栓に随時取り替えていく方向性ではあるかもしれませんが、狭い村内を考えると、これだけ交通事情が大きく変わってきていて、交通量が増えている現状であり、消火栓の位置確認の目印をつけていきながら日吉津村全ての消火栓を地下式消火栓に取り替えるべきと思いますが、村長の考えを伺います。

次に、学校教育の充実について質問をいたします。新型コロナウイルスの拡散、拡大を防ぐため、小学校も長い臨時休校がありました。この間、児童への影響が最小限になるよう、教育長をはじめ教職員が一丸となって、様々な課題に万全な対応をしていただきました。引き続き、児童や保護者の方々への配慮をお願いをしたいと思います。

ところで、近頃の教育界を見ますと、教員の度重なる不祥事や全国的に広がるいじめ、不登校など多くの問題を抱えております。特に、昨年、神戸市の小学校で起きた同僚いじめ問題は、日本中で大きな衝撃を受けました。また、全国的には児童のいじめが後を絶ちませんし、児童に対し、教師による不道德な行為による事件もまた多く発生しております。世間の常識では、先生が間違っただけをやるわけがないと思っているので、問題が起きると、先生だから大きなニュースになるのであって、一般の方ならここまでのニュースにならなかったはずです。そこで、日吉津小学校ではこのような問題はないと思いますし、ありませんが、このたびのコロナ関係などで先生方は大変疲弊されていることを考えると、これらの問題はいつ、どういうことで不祥事が起きないという保証はありません。そこで、日吉津小学校では学校教育現場の現状について、どのように捉え、今後の学校教育はどのように考えておられるのか伺います。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。それでは、本日一日、一般質問ということですので、よろしく願いいたします。

まずは、松田議員からの御質問にお答えをしまいたいと思います。

1点目、村内全ての消火栓を地下式へという御質問でございます。現在、村内には153基の消火栓がございます。そのうちの27基が地上式の消火栓ということでございます。車の通行等のことを考慮いたしますと、地下式消火栓に変更をして道路幅員を確保していくということも重要な視点だと考えております。そういった考え方から、順次、村のほうでも地下式消火栓への移行を進めているところでございます。具体的には、消火栓は、これは水道消火栓でございますので、ここ数年来、米子市水道局の水道管布設工事や、あるいは消火栓自体の修繕等に合わせて、地上式消火栓を地下式消火栓へと移行を図っているところでございます。過去5年、平成27年から令和元年までで地下式の新設が2件、それから地上式から地下式への移設5件、行ってまい

っているところでございます。地上式の消火栓につきましては、積雪のこと等を考えますとやはり一定の意義があるものではないかというふうに考えているところでございます。今後、自治会の意見もお聞きをしながら、水道局の水道管布設工事や、あるいは消火栓自体の修繕等に合わせ、引き続き地上式消火栓から地下式の消火栓へと随時移行をしてまいりたいというふうに考えております。

2つ目の質問の学校教育の充実に関しては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の一般質問にお答えいたします。学校教育の充実についてのお尋ねでございました。いじめや不登校等の生徒指導上の問題は、どの学校でもいつ起こらないとも限らないという、非常に継続的で根本的な学校の課題であるというふうに受け止めております。基本的には、これらの生徒指導上の問題を解決していくためには、学校と保護者の信頼関係が基盤として必要であるというふうに考えております。いじめなどの生徒指導上の問題が起きる前段階では、子供たちに何らかの変化が見られることが多くございます。そのようなときの学校での情報、各子供たちの家庭での情報をお互いに学校と家庭が情報を提供し合って、子供の状況について情報を共有する、そして一緒に考えるということが大切であろうというふうに思います。そこで、そのためにも細やかで密な情報提供が必要で、学校からは学校だよりとか学年・学級だより、そしてマチコミメール、担任等による電話連絡、家庭訪問等の相談ということを小まめにやっていく必要があるというふうに考えております。また、御家庭での状況を保護者の方から学校にいつでも気楽に気軽に情報提供いただいて、御相談いただくということが必要だと思います。そのような形で、情報提供により保護者の不安が解消され、また保護者とのコミュニケーションが確保され、情報が共有されることによって教員のストレスも緩和されていくということになると思います。また、日吉津村におきましては、スクールソーシャルワーカーを配置していただいております。児童にそして家庭に寄り添って、各家庭と学校との連携がスムーズにいくように関係をつないでいく役割を果たしてもらっております。5月7日以降の学校再開からも子供たちは明るく喜々として学校生活を満喫しているというふうに思っております。

もう一つの御質問の中で、教員の疲弊について御心配をいただいております。学校が取組といたしましては、現在の働き方改革の観点から時間外勤務が増えないような方策を考えて実施しているところでございます。具体的には、令和2年度から毎日の学校の時程、何時に何時間目が始まって休憩はいつかというその時程ですけれども、時程を変更しまして、前倒し前倒しするようにして、放課後30分程度、時間的に教員の時間に余裕を持てるように時程を

変更したところでございます。このことによりまして、教材研究でありますとか家庭への連絡でありますとか、そういうようなことが充実して余裕を持ってできるというふうになってきたなど考えております。また、保護者の皆さんの御協力によりまして、PTAの会合等への教員の時間的な負担軽減を今年度からしていただいているところでございまして、これもありがたいなと考えておるところでございます。さらには、いろんな課題、問題を、1人の教員あるいは1人の担任が1人で抱え込まないで、相談し合ったり支え合ったりする職員集団は、今現在機能してるなというふうに考えております。そして、管理職と相談しやすい人間関係も出来上がっているなと思っております。そういう関係性を維持することに努めてもらっているところでございます。さらには、学校だけで抱え込まないで、学校と私ども教育委員会との情報共有によって、共に考え、協働する関係づくりを今後とも大切にしていきたいと考えております。これらの取組を通しまして、教員のストレスをできるだけ軽減し、子供たちと関わる時間をとても大切にして勤務に当たってほしいというふうに考えているところでございます。

1つ申し落としましたが、校長がいつも言いますのに、地域の皆さんから、地域での子供たちの姿、状況の情報提供が、卒業した子供たちの保護者から情報提供があったり、地域の顔見知りの方からの情報提供があったり、それから保護者同士でこんなこと不安だよなとかいうふうに、保護者同士の不安の状況を高学年で学校の状況がよくお分かりの保護者の方から校長に直接情報提供があったり、そういう地域の方々の様々な情報をいただくことが、学校運営に非常に役に立っているということもございまして、そういう意味で、やっぱり地域の方々と情報の共有ということも大切だなということで、そういう情報交換、情報の共有を基にして信頼関係の構築された学校と地域ということを目指して、これからも進めていきたいというふうに考えておるところでございます。ちょっと長くなりました。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 消火栓につきましては、水道局の工事に合わせてこれからも随時やっていくというふうには聞こえました。今、先ほど村長から、村内の消火栓は153基でそのうち27個が地上式消火栓ということなんですが、この消火栓でこの質問に上げたのは、いろいろとあちこちでそういう地上式消火栓を見ながら通行していると、こういうところでこういったことを言っているのか悪いのか分かりませんが、村長のところの近くの地上式消火栓があって、あそこが結構狭くて、富吉が一番狭いのかなと思っております。下口のほうにもいろいろとそういう地上式消火栓もありますが、ただ交通の不便になっていない地上式消火栓もあるのはあります。そこで、この地上式消火栓は、先ほど言いましたように、昔はほとんど

が地上式ではなかったのかなと思ってますが、最近は地下式が多くなっております。これで地上式消火栓というのが、積雪で位置が分からなくなるということで地上式なのかなというふうに思っておりますけども、これ以外に地上式消火栓というのは何かほかのメリットがあるのでしょうか。お聞きしたいと思いますが。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。一応、地上式については、やはり積雪が多い地域を中心にとということで地上式が設定されておりますので、そういう役割ということで、雪が多くなると見えなくなるという中での地上式ということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 先ほども言いましたけれども、地上式消火栓が今27基ありますけども、私の見る限りでは、赤い鉄板で造ったような蓋がしてあるというだけのことでありますが、日吉津村では。全国で見ますと、いろんなきれいなというか、コンパクトで外観もきれいな地上式消火栓が結構あって、それもニュースになっているようなところもありますが、そういうふうな形には、どうしても替えられないというところがありましたら、そういうことでも考えられないのかどうなのか、お聞きをしたいと思いますが。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。現在は、地上式にそのまま上からすぽっとはめたような形にしておりまして、今すぐそれを交換するということは、今のところ考えておりません。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） もしこれから、例えば地下式じゃなくても地上式でやるということになればそういうことも考えなければ、本当に村内歩いとしても、地上式消火栓はあの赤い蓋がぽこっとかぶせてあるだけで、先般開けてみたんだけど、どうなっとるんかいなと開けてみたら差し込み口だけがあったんで、ほかの消火栓は見てませんが、差し込みだけでこれはどうやって消火するんですか、消火活動というのは。この差し込みだけがあるんですが、バルブはなかったんで、そこは。そういう地上式消火栓は、どうやって火災に対応するんですか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。地上式については、先ほど言われましたように、直接管が出てますので、上にバルブがあるはずなんで、それにつないで流すよ

うな形になってるはずですけど、直接つないで。地下式は十字で回して開けるようになってますし、地上式のほうはつないでバルブを動かすと、水を出すという形になっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） いや、だから、バルブがなかったって。どこかはまた言いますけども、私が見たときには、はぐってみたら差し込みだけあって、これはどげして水出すんかなと思って、不思議に思ってたんですけども、それはまた場所を言います。

現在、日吉津村の中でたくさん住宅が立ち並んでおりますが、例えば日吉津下口でもほかの地域でも出てますが、この消火栓の整備というのは順調にというか適正に整備されておるんでしょうか、工事は。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。一応、153基ということで、もともと水道消火栓の設置が対象物から120メートル以内ということで消防整備の基準がありますので、基本的にはそれに基づいてやっておりますけども、場所によっては消火栓の前の水道管が75ミリ以上でないと水道消火栓が設置できませんので、50ミリしかないところには設置してない場所もあります。ですので、そういう場所については、消防車の中継するなりしながら、近くの水利を使うなりして消火をするという形になっております。何か所かそういう場所があります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） あと2つほど消火栓について質問させていただきますが、ネットなんか見ますと、消火栓は、私、地上式と地下式消火栓だけなのかなと思ったら、屋内消火栓なんていうのもあって、これはちょっと聞き慣れん言葉なんで、ついでに日吉津村には屋内消火栓なんてあるんでしょうか、ないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。各施設には、火災のときに付けるホースも設置した消火栓がありますので、それを利用してやっております。

○議員（8番 松田 悦郎君） それが室内消火栓。

○総務課長（高田 直人君） はい。

○議員（8番 松田 悦郎君） ああ、そうですか。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） もう2つほど。先ほど水道局の関係でこの消火栓は生きておると

思うんですけども、この水道料金というのは、例えば火災が起きたときにでも訓練でも水道で消火栓を開けたときには水が出るんですが、この辺の水道料金というのは取られることはないと思うんですけど、ちょっと確認だけしときたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。私の記憶では、消火栓の使ったときに水道代を請求されたということは記憶にありません。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 分かりました。ということは、取らないということですね。

最後にですけども、地下式消火栓に以前はあったんですが、最近雪が少ないんで目印がなくても分かるんですけども、前にたくさん降ったときには確かに分からなくて、自治会で消火栓の周りやら消防団でその周りを雪かきしたことがあるんですけども、やっぱり目印はないといざというときには発揮できんなということで、前はたしか自治会でした頃は、自治会でやってくださいというたしか指示もあったんですよ。けども、自治会でこの目印をつけるときにはいろんな場所があって、各家庭で、いや、ここはつけてもらっちゃいけないとか、ここはいいのにな、ここへつけたいなと思ってもその家の方ができんだとかつけにくいところがあったりとか思うんですが、これからこの地下式消火栓の目印というのは、ぜひとも行政のほうで予算をつけながらつけてもらうちゅうわけになりませんか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。もともと自治会から要望いただきまして、村で購入して自治会へお渡しをして設置をしていただいているのが現状ですので、今のところはそういう形で引き続き行っていきたいと思っておりますし、路面標示のほうは広域のほうでうちのほうがペンキを購入して書いていただいたりしておりますので、それも必要があれば引き続き行っていきたいと思っております。ですので、今のところは業者に頼んでということは考えておりませんが、一度持ち帰って検討してみたいという具合に思います。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありがとうございます。では、ちょっと小学校のほうに移させていただきます。

今回、このコロナ関係で学校が相当長いこと休校されましたが、この勉強の遅れというのが保護者の方やら皆さん方が心配される場所なんですけども、この間ニュース見とってましたら、平井知事はこの学校の授業の遅れを夏休みを短縮してやるとかやらないとかということが出てま

したし、どっかの首長は一切夏休みはやらないと、出さないと、盆休み以外は出さないよという
ようなこともニュースであったです、以前は。この夏休みについての考え方というのは、教育長、
どのような考え方をされておるんですか。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えいたします。1学期終業式及び夏休みの期
間についてでございます。1学期の終業式を現在では、小学校7月22日の予定であったものを
7月30日の8日間、終業式を延ばす。その結果、その分夏休みが短くなる。2学期の始業式は
同じく8月24日に想定しておりますが、要するに8日間小学校は1学期を延長するという考え
方しております。中学校におきましては、7月17日から7月31日まで14日間、1学期を延長
するという考え方にしております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） よく分かりました。それから、また話替わるんですけど、今年の
5月頃ですか、いきなり9月入学、9月新学期の導入の話があちこちから出てきまして、この関
係は当然子供の勉強の遅れを取り戻させるための方策の一つだと思ってしておりますが、これは私
は本当に導入は基本的に反対だというふうに思っておりますが、いろいろ理由があると私も思っ
てますが、子供が、例えば来年の4月、高校を受けるだとか中学校へ上がるだとかいうときに、
ある程度子供たちは子供たちで目標を持ってと思うんですけども、持っとなっていきなり9月と
いうふうになると、子供はその行き場がなくしちゃって、気持ちがずっけんかというふうな感
覚でおりまして、そういう保護者の方もおられましたので、私は本当にこれはちょっと反対だな
と思うんですが、大変難しいこと聞くんですが、教育長はどういうふうな、この9月入学の話に
ついてはどう思われますか。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 話題になりました9月入学についてでございます。私もこの9月入学
を来年の9月に導入するということに関しましては、非常に難しいことだなというふうに思っ
ています。実現はなかなかできないのではないかなというふうに考えておりました。最近ではなか
なかその話も実現は難しいなという情勢になってきたようでございます。

なぜ難しいかと私が思ったかといいますと、それは今年度の各学年の子供たちの、特に中学校
3年、高校3年生の遅れや学習の不十分さを克服するために9月入学にするというのが一番の目
的だと思うんですけども、さらには大学の入学を9月入学にするということは、教育のグローバ
ル化に非常に有効である、メリットが大きいということの2つだと思っています。しかし、その

ことによりまして、9月入学になれば、小中高また保育所、幼稚園も関係して、全て4月が9月に延びるわけですし、そうすると今の小学校6年生は来年の8月いっぱいまで小学校6年生である。中学校に9月に入学するという格好になります。半年、5か月間、入学が遅れるということですね。そのことが子供にとって大きなストレスになるのではないかと思います。そういう中学生だけに限らず、保育所も年長の子供たちは4月に小学校に入学せずに8月いっぱい保育所のまま、年長のままということになります。この1年間だけ、この学年だけそういう姿になるということについての国民的合意が得られるかという、これは非常に難しいことで、メリットであります今年度の子供たちの学習の遅れと教育のグローバル化のメリットのために、この1年間、次の学年の子供たちのストレスと相殺できるものなのかというふうに、メリットとデメリットの関係において、なかなか国民的に理解、合意は得られにくいのではないかというふうに思いまして、難しいことだなというふうに思ったところでございます。長くなり、以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありがとうございます。非常にこの問題は難しく、国のほうもまだ判断困ってるようですけども。

日吉津小学校の話を引き合いに出しながらいろんな話をするんですが、今、先ほど教育長も先生方の大変さも含めて、ソーシャルワーカーということを言われましたが、課長、これ、ソーシャルワーカーって最近日吉津小学校では、事案があったんでしょうか、なかったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松田議員の質問にお答えします。スクールソーシャルワーカーは、子供たちの環境面に特にアセスメント加えて、子供たちの問題、課題を解決しようというふうな関わりで、学校で活躍いただいております。それで、今年度についても学校の担任及び校長から依頼も受けて、子供たちと関わり合いながら、この子供たちのその生活時間帯であったりとか基本的な生活習慣の定着に向けて、いろいろなフォローを家庭、子供に行っているところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 学校の先生方に対して、先ほど教育長もちらっと言われましたが、授業以外の雑用が多くて、非常に先生方が本来の勉強ができないというようなことから、働き方改革が国のほうからいろいろと指示文書が出ているようなので、ちょっとその辺についてお聞きするんですけども、変形労働時間制導入ということで、給特法、教職員給与特別措置法が各自治

体において来とると思うんですが、これに対して日吉津小学校では、先生方の労働時間やら残業時間などについての考え方というか実態というものは、どういうものなのかちょっと教えていただけませんか。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 松田議員の質問にお答えします。まず、働き方改革についてですが、国及び県は、月の上限45時間、そして年間の上限が360時間というふうなことで方針を出しました。これについては、日吉津村教育委員会からも日吉津小学校職員に対して、日吉津村の方針及び規則については周知を行いました。それで、特にこれまでとそういうふうな制度の変更というふうなことも踏まえて、どういうふうな意識的な改革であったりとかそういうことも踏まえて、この4月に周知及び考え方の研修を教育委員会で行いました。それで、先生方には特に日々の生活の中で、子供たちの教育の充実のためにしっかり時間を確保していただくこと、そして何より自分の時間等も大切にさせていただきながら、ふだんのいろいろな体験もされて、ぜひそれを子供たちに語って、学校の先生の魅力であったりそういうこともしっかり伝えてほしいというふうなことも話したところです。そういう話を行ったんですが、実際問題としては、この3月に始まり、また4月にもありました臨時休業等もありまして、緊急の対応もあって、実際のところそれが有効にできているなというふうには実感しておりません。それについては、緊急の対応というのは当然あったんですが、ただ引き続きそれに向かってまたいきましょうというふうなことも話をしました。

それから、おっしゃったように、変形労働勤務時間については、この働き方改革を遂行するためにもとても意味のある制度だなというふうには感じております。ただ、例えば夏休みに大幅な時間を、全体を持ってきて夏にしっかりと休みを取るとかそういうふうにしたときには、先ほど申しました月の上限時間、あるいは年間の上限時間が縮小されてしまうために、本当にこれが有効に使えるかっていうことは、調整も行いながら学校と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありがとうございます。あと10分ですが、ちょっとここで一般的な話になるんですけども、本当に一般的な話ですよ、日吉津小学校のことではないんですが、児童が駄目になるときは教師の失敗が児童たちの人生を変えるほどの影響力があると言われていたということが書いてあったんですよ。そのために、学習の成績が伸びない、人間関係がうまくいかない、さらに間違った行為をするというような、大人の言うことを聞かないなどと言われて

おるんですけども、この一般的な話なんですけど、この辺の感覚はどのように思われておるんでしょうか。課長でも教育長でもどちらの方でも結構ですが。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の質問にお答えいたします。おっしゃいますように、教員の影響力というのは非常に大きいものがある。小学校段階は特に強いのではないか。これは中学生、高校生になって社会性が育まれて成長していけば、大人の言うこと、行動の物の見方、考え方というのは成長していくんだと思いますが、小学生の場合は、大人の姿そのものが直接影響するので、大変責任が重いというふうに受け止めております。ただ、日吉津小学校におきましては、各担任、教職員一同、本当に子供への愛情、非常に深く持っております。ふだん御覧になることも多いかと思いますが、長休憩、昼休憩、校庭に出て教員と身体的触れ合いも持ちながら、とても仲よく楽しそうに生活しております。そういう職員室の文化というか雰囲気がございますので、日吉津小学校に関しましては、今のところ心配はしていないところです。

あと、おっしゃいますように、成績、友達同士との人間関係、いろんな問題行動に関しましては、教員の一つの言動で全てがそうなるとはまた考えませんで、当然いろんな要素、特に高学年になってくると子供同士の人間関係というのは影響するのかもしれませんが、また御家庭での状況、いろんな子供の様々な環境が重なり合って、問題行動でありますとか成績、それから人間関係、人間関係づくりに影響してくるんだと思いますので、これはやはり教員のほうがその子供の状況をしっかり把握して、子供と関わっていく必要があるなというふうに考えているところです。お答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 今から質問する中で、返答ができる時間があつたらいいですけど、なかったらそれで結構ですので。これもちょっと一般的なニュースのことなんですけど、ニュースのことばかりで申し訳ないですが、先生が児童を評価することは当たり前のことなんですけど、逆に児童が先生を評価している事例があるということが紹介されておりましたので、ちょっと読み上げますけども、現在の児童は8割の児童が習い事に通っているそうです。学習塾に限って言えば、45.8%が塾通いだと、残りの半分は小学校以外で勉強していると、こういう事例なんですけど、その後、そんな塾に通う子に対して、あるメーカーがいろいろと調査をした関係で、学校と塾との違いについてであります。授業の分かりやすさや満足度は塾のほうが高いと。しかし、学校が上回っているのは、児童の話を聞いてくれるのは学校であるというふうに子供が言っておるんですけども、これはある業者が取ったあれなんですけども、これは日吉津小学校では塾とかい

う関係はどういうふうな感じなのか、時間がありますのでちょっと答えていただきたいなと思いますけども。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えいたします。日吉津小学校の子供たちの通塾率というのは、正確な調査をしておりませんので確実な数字を持っておりません。おっしゃいましたその調査というのが、全国的なものなのかどの範囲なのかよく分かりませんが、都市部においては確かに塾に通う子は半分近く、あるいはそれ以上あるのかもしれませんが。塾も個人でされる塾や全国展開される塾、いろんな塾がありますから、一口に塾がどうこうというようなことは申し上げにくいところですが、学校におきましては、少なくとも分かりやすい授業になるように学校全体で授業研究を進めておりますので、できる限りの尽力はしてもらっているところだというふうに思っています。議員が御指摘のように、教職員と子供たちの人間関係というのが一番の基盤ですので、保護者との信頼関係も申し上げましたが、それ以上に子供との人間関係が基盤ですので、話を聞いてくれる、相談しやすい、いつも受け止めてくれるとかそういうふうな担任、教職員と子供の間をこれから大切にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） これが日吉津小学校で当てはまったなら大変なことだと思いつつ、教育長に答えをしていただきました。安心しました。これで終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で松田悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 続きまして、議席番号6番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中博子議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中博子です。よろしくお願いします。

今日は、日吉津村を囲む日野川から日吉津海岸を舞台に、村内外から多くの人々に利用していただけるような海岸エリアの活性化について質問をしたいと思います。

1つは、海浜運動公園に関してです。海浜運動公園は、昭和62年にテニスコートがオープンし、その後キャンプ場などが造られ、今日に至っています。テニスコートは、当初、予約が取れないくらいよく利用された時代もあったようですけれども、今はその面影すらございません。30年前の村制100周年記念には、フェイズなどコンサートと銘打って、歌手の堀内孝雄さんを呼んだこともありました。販売した入場券6,000枚、入場者数4,000人であったと言われております。今は、グラウンドゴルフ愛好者やバーベキューを楽しむ人の姿は見かけますが、ほかは

それほどのにぎわいは感じられません。ここをどう活性化するのか、私は海岸エリアの活性化はむらづくりの重要な施策だと考えています。

まず、活性化の方策第1点目は、海浜運動公園にランニングステーション、通称ランステを造ってはどうかというものです。

2点目は、村内に森の公園を造る。日吉津村に公園と名のついた場所は、海浜運動公園と河川敷運動公園の2つです。しかし、2か所ともスポーツを目的としたもので、みんなが憩えるいわゆる本来の公園ではございません。ファミリーでふらりと訪れて楽しめる森の公園を造ったらどうかという提案です。

3つ目に、村内外から多くの人に利用していただくためにも、村内施設の設備を必要に応じて改修し、特にトイレを現在設置の和式から洋式に改善すべきだという、これは要望です。

この3つを総合的に絡めながら考えてみたいと思います。

まず、活性化の方策その1ですが、ウォーキングに限らずランニング、サイクリングなど、今や健康志向はますます広がりつつあります。東京など大都会では、休日にあるいは仕事帰りに仲間とランニングやウォーキングで汗を流してから帰宅するランニングステーション、通称ランステという施設に立ち寄るのがブームのようです。ランステといいますのは、着替えを入れるロッカーと汗を流すシャワー設備のある施設で、ランニングシューズのレンタルやシャンプーなどのアメニティグッズがそろったランステもあるようです。村内には、健康づくりができる場所やコースがたくさんあります。例えば、弓ヶ浜半島を臨む海岸沿い、大山が目の前に迫るうなばら荘前の温泉線、5月にはツツジが満開になるイオンから海に向かう県道沿い、河川敷運動公園から水辺の楽校を抜け日野川土手に続く道などを、日吉津村お勧めのウォーキング・ランニングコースとして打ち出してはいかがでしょうか。その日の気分でコースが選べるのは、継続的に足を運んでもらえると思います。つまり、固定客が増えるということです。この日吉津村ならではの自然環境を生かして、海岸エリアにランステを設置してはどうでしょうか。例えば、海浜運動公園には既にシャワールームが設備されていますので、更衣室などを含めて少し改修は必要ですが、ここを有効活用してはどうかと思います。もしうなばら荘が利用できるなら、さらに好都合ですけれども、それを期待するのは無理でしょうか。

活性化2点目の方策は、村内のしかるべきところを選んで、できれば海岸エリアに記念植樹による森の公園を造ってはどうかという提案です。先ほども申しましたが、村内にある公園は海浜運動公園と河川敷運動公園の2か所で、家族や友人を誘って野外でくつろぐ、いわゆる一般的な公園がありません。小さなお子様のいらっしゃる方に聞いてみましたが、皆さんがブランコや滑

り台はなくていいから、子供たちが自由に遊べる、そういう公園をぜひ造ってほしいという意見でした。子育ての村としてアピールし、若者が移り住む日吉津村に公園は必要不可欠だと考えます。そして、この公園は、単に木を植え、花を植え、滑り台を置くというお仕着せの公園ではなく、村民の皆さんが記念植樹によって造る森の公園としてはどうでしょうか。赤ちゃんの誕生記念をはじめ、卒業記念に、就職祝いに、還暦の祝いにと、広く村民に呼びかけて木を植えてもらい、増やしていく。一緒に植樹をした仲間がそれぞれの記念日に成長した木を見に来るでしょう。それがこの公園の一番のコンセプトです。赤ちゃん誕生記念植樹だけは、お祝いとして行政の予算で、そのほかは植樹をしたい方が行政のお勧め苗木の中から選んでお金を出して植える。植樹をした人の名前とメッセージ、植樹の年月日はプレートに表記し、公園内に設置します。植樹のほかに、ベンチを寄附するのもいいと思います。東京都では、思い出ベンチという事業で、公園内のベンチの寄附を募り、寄附されたベンチには、それぞれ寄附した人の名前や簡単なメッセージが彫られたプレートがつけられており、訪れる人たちに喜ばれているそうです。平成15年から始まった思い出ベンチ事業は、現在1,046基も設置されていると聞いています。人生の節目における記念植樹は、埼玉県や東京都中央区などが既に手がけています。アニバーサリー植樹を募ることで数年ごとに植樹した仲間同士で公園に集まり、ふるさとのよさを改めて味わう機会にしてはどうでしょうか。また、地元企業にもCSR、社会的貢献活動の一環として、植樹の協力が得られるかもしれません。

そうはいいまでも、例えば農地を公園にしようと思えば、農地法や都市計画の問題もあり、そう簡単にはできないこともそれなりに承知しておりますけれども、方法によっては可能性もあるのではないのでしょうか。千葉県の袖ヶ浦市では、農地の圃場整備をした際、余剰地を寄せ集めて造った公園があり、市内の小学生の学習の一環として、田んぼの学校やイベントを開催することで、年間利用者数1万人を超える農村公園もございます。また、お隣の安来市にありますなかうみ農村公園は、まさに農地転用で造られた公園のようです。この御時世に、金も土地も手間もないと思われるかもしれませんが、ないない尽くしで考えるのではなく、また現状であるもので十分だと切り捨てるのではなく、少し発想を変えてどうやったらできるかを考えてみるのが活性化の第一歩だと私は思います。

最後に、村内施設のトイレを和式から洋式に替えていただきたいと思います。海岸エリアの活性化には、これなくしてあり得ない最低限度の要素だと思います。実際に施設を回りましたが、活性化と言われる割には、海浜運動公園にはキャンプ場にもテニスコートにも、残念ながら洋式トイレは一つもありませんでした。一般的な利用者にとっても洋式で衛生的なトイレは、施

設を利用しようという気持ちを起こさせる必須条件だと思います。

以上、3つの観点から海岸エリアの活性化について質問と提案をさせていただきました。なお、答弁によりましては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 河中議員からの御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、全体として海岸エリアの活性化をということでございます。こちらの海岸エリアの活性化につきましては、私自身も非常にこれはやっていけたらいいなという気持ちでいるところでございます。この海岸エリアを活性化を図ることで、やはり村民の方はもちろんですし、外のほうからお客様へ来ていただける、そのことが地域全体の活性化につながっていくんじゃないかと考えているところでございます。議員のほうからもいろいろ御提案をいただきましたので、個別にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ランニングステーションの設置につきましての御質問をいただきました。ランニングステーション、これは仕事の行き帰りとかにランニングをされる方が、特に都市部のことだと思いますけれども、行き帰りにランニングをされたりという方が増えて、荷物を預けたり、あるいはシャワーをしたりというような使い方で都市部のオフィス街を中心に設置をされているものと認識をしています。健康志向の高まりを背景に、健康な体づくりの取組としてウォーキングやあるいはランニング、サイクリング等の愛好者が増えていく中で、村内においてもそれぞれそういったランニングですとかウォーキング、サイクリング、楽しんでおられる方が増えてきているというふうに見ているところでございます。特に温泉線であるとか、おっしゃいました海岸付近、あるいは河川敷のほうでも、特に休日には時間帯に関係なくランニング等をしておられる方がいるなということで見えております。海岸エリアの活性化はこれは必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

実際に、海浜運動公園とか、あるいはうなばら荘は、これは村内外から御利用いただいているというような状況でございます。現在でも、うなばら荘は今ちょっと休館はしてはるんですけども、うなばら荘を利用して、芝生の広場のほうでグラウンドゴルフをされた方がうなばら荘でお食事を取っていただくとか、そういったようなPRもしながら、そういった御利用もいただいているところでございます。こういった施設間で連携を図って利用率の向上を図っていくというのも非常に大切な視点じゃないかなというふうに考えているところでございます。そういった中で、例えばうなばら荘や海浜運動公園などの既存の施設をランニングステーションであるとか、こういった用途として既存のものを活用していくというような工夫は考えていくことがで

きるのではないかなというふうに思っているところでございます。議員も御認識あって、御質問の中でもおっしゃいましたけども、これ施設を直ちに整備をするということではなくて、やはり既存の施設を有効活用、先ほど申し上げました連携を図っていくようなことも含めまして、皆さんに喜んでいただけるように活用を図れるような策を考えてみたいというふうに考えているところでございます。

2点目に記念植樹、森の公園を造ってはどうか、そこには記念植樹であるとか、いろいろ御提案いただきました。木製のベンチを置いたりだとか、というような御提案をいただいたところでございます。

まず、記念植樹ということで木の関係のお話がありましたので、海岸沿いの松林のことについて少しお話をさせていただければと思います。こちらの日吉津海岸の松林につきましては、御案内のとおり防風林として風害、あるいは潮害の軽減を図るための役割を持っているところでございます。こちらにつきましては、松枯れ防止のための松くい虫の防除、あるいは低密度の部分の松の苗木の植樹など、防風林の機能維持のための取組を進めてきているところでございます。

また、景観維持のために海岸のクリーン作戦など村民の皆さんにも御参加をいただきながら、親しみを持っていただきながら、こういった活動にも取り組んでいただいているところでございます。こういった取組によりまして防風林の役割を維持をしながら、あるいは景観を守っていくというようなことにつながっているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

これは少し前2月の話になりますけれども、「日吉津村の松林について考える会」というのを開催いたしました。これまでの先ほど申し上げましたような取組ですとか、今後の取組等についてお話をさせていただき、また、参加者の方と意見交換をさせていただきました。これまでの村やあるいはボランティアでやっていたような取組を再認識をするとともに、例えばキャンプ場のような松林が理想なんではないかというような意見も頂戴をしたところでございます。

この松林の機能はしっかりと維持をしていかないといけないものであると考えております。今後も必要な場所への植林ですとか、あるいは植林して成長した松の一部伐採、さらに成長した松の伐採など、何度かのこういったいわゆる間伐、間引くような作業も重ねながら、防風林の機能を維持するための松の育成及びその維持を目指してまいりたいというふうに考えております。

公園ということで御提案をいただきました。現時点でこれ新たな公園を整備するという計画はございませんが、松林のことでいいますと、その目的をやはり十分に果たしていくような、これからは手入れを図っていくことが必要であります。そこに村民の皆様にも引き続きより関わって

いただきながら、愛着を持っていただけるようなものにしていきたいというふうに考えております。

あわせて、これは海岸エリア全体としての活性化を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。今年度から来年度にかけまして、運動公園を中心とした海浜エリアの活性化計画の策定をしてみたいというふうに予定をしているところでございます。この全体としての海浜エリア活性化を図っていく中で、先ほど申し上げました松林はどうあるべきかとか、あるいは現在のキャンプ場であるとか、あるいは最初にありました、今はあまり利用が少なくなっているような施設、こういったあたりを将来的にどう考えていくかというのは、皆様の御意見も頂戴をしながらぜひこれは考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目ですけれども、村内施設の衛生的な環境整備ということで、トイレの整備改修のことについての御質問でございました。こちら海岸周辺、あるいは河川敷周辺の施設について現状を申し上げますと、これやはりほとんどが和式のトイレとなっております。キャンプ場の管理棟では、和式が15、洋式が1で、身体障がい者用のトイレが1ということでございます。海浜運動公園の公衆トイレでは和式が5で洋式はございません。河川敷の運動公園のトイレにつきましては、和式が2、洋式がこちらは1あるというような現状でございます。こちらの、併せて清掃の状況でございますけれども、河川敷、運動公園、それから海浜運動公園、こちらシルバー人材センターのほうに委託をしまして、週2回の清掃を実施をしているところでございます。キャンプ場のほうにつきましては、管理人の方がおられますので、そちらの管理人の方が清掃をしてくださるという状況でございます。これ、いずれも屋外の施設ということで、これをあえて洋式にせず和式にしておくというような考え方も一部あるとは思いますが。その上で、ただやっぱりおっしゃいましたように、洋式のトイレを望まれる声があるということもお聞きをしております。やはり利用者の方にとって使いやすいトイレであること、清潔なトイレであることというのは重要なことでございます。管理者の施設に対する視線を、やはり利用者の方の目線に立ったものであることが必要だろうなという認識でおります。今後、修繕等も出てくる可能性もございます。そういったタイミングに合わせて、洋式トイレに替えていくというようなことも検討してみたいというふうに考えているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 少し再質問をさせていただきます。

まず、ランステについてお尋ねします。村長もなかなかのスポーツマンだと伺っていますが、村内を回りながら他の自治体にはない村独自の風光明媚な景色や環境をアピールしない手はない

とふだん感じていらっしゃるのではありませんか。百聞は一見にしかず、例えば全国のランステの実例を実際に視察して、日吉津村ではこうやればできると村長自ら先頭に立ってアイデアを出し、トップセールスをしていただいたら宣伝効果抜群だと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど検討するというふうにおっしゃいました。検討すると言いましても何をもって検討されるのか、実態を調査し、つまりインプットした上でそれを広めていく、アウトプットする、これが検討だと私は考えます。先ほどうなばら荘の名前が出ましたけれども、もううなばら荘がそういうランステの中に取り入れていただけるようでありましたら、同じランステの中でもグレードが高く、利用者にとっては本当に喜ばれる施設になると思います。

温泉ということではいますと、うなばら荘も日吉津温泉となっていますから、兵庫県の新温泉町では温泉施設と行政がタッグを組んで、おととしの秋からランステをスタートさせているそうです。現在の町長が就任されました際、温泉を生かしたまちづくりを掲げ、おんせん天国室というユニークな係を設けて、予算もない中始められたと聞きました。このランステは役場職員のアイデアだったそうです。また、ついでに富山市では市内の27軒もの銭湯協同組合が今年1月からランステを企画され、現在、会員は400人を超えているということです。料金も440円と安いです。こちらは皇居周辺のランステ人気を参考に考えられたそうですけれども、富山は車社会なので40代から50代の日頃運動をしない男性をターゲットにしたとも話していらっしゃいました。こうして調べていきますと、日吉津村でもできるという気持ちになってきます。あとは計画を練り上げて、よしやろうという決断だと思いますが、いかがでしょうか。先ほどもちょっと海浜運動公園エリア調査のことを言われましたけど、このたびから2年間という月日をかけて実施されます海浜運動公園の調査は、その辺りのことも視野に入れてやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 河中議員の御質問にお答えします。ランステということで、海浜運動公園を中心といたしまして、この海浜エリアの活性化ということについては、村のほうも今年と来年をかけまして、どのような形で策定していくか具体的なところを練り上げていくという予定にしておるところですけれども、今、一つの案として御提案いただきましたランステ、こちらのほうにつきましても検討の一つとして、海浜エリアの活性化の一つとして検討をしていきたいと思っておりますし、既存の施設、うなばら荘、キャンプ場、そういったようなところを有効活用して、村内外の方に御利用がいただけるような形にできないものかどうか、そこら辺も含めて今後検討を重ねていきたいと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 大変うれしい答弁でしたので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。私がこのランステを提案いたしましたのは、東京の人から、日吉津は海も川もあってランニングやサイクリングには最高の場所ですね、ランニングステーションはないんですかって、もったいないですねと言われたのがきっかけです。日野川から日吉津海岸一带を日吉津村お勤めのスポーツエリアとして売り出せるのではないかと、また2017年にはSEA TO SUMMITを実施した実績もあるしと思ったからです。

私がここ1か月の間にちょっと注意をして日野川や海岸を回りましたが、日野川や海岸で目にしたスポーツは、陸上ではウォーキング、ランニング、サイクリング、日野川の水上市、日本海の海上ではウインドサーフィン、水上オートバイ、パラグライダー、初めて目にしたのがカイトボード、カイトサーフィンともいうそうですけれども、それでした。ランステはこういうアスリートの皆さんにも大変大歓迎の施設だと思います。先ほども申しましたけれども、海浜運動公園にはシャワールームがありますから、トイレの改修とロッカーを設置すれば取りあえず最低限の機能を持ったランステとして打ち出すことはできます。もう今のままでは宝の持ち腐れと指摘されても仕方がないのではないのでしょうか。また、女性の間にもランニングブームの機運が高まっていますので、特に女性にとっては保安上、安心して使える施設であることが重要だと思います。

さらに、このランステをつくるということに加えて、うなばら荘の活用をリンクさせて、日吉津村ならではの付加価値をつけてはどうでしょうか。私、考えますのに、例えばスポーツマンやダイエット中の人向けにカロリー計算をした料理、ランステランチとして地元野菜をふんだんに使った料理を出すなど、ランステメンバーをうなばら荘に誘導して波及効果をしたいところです。

ところで、うなばら荘魅力向上検討会というのを立ち上げられたようですけれども、その中にはこのような意見とか提言は出ないものでしょうか。いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。うなばら荘の魅力向上検討会ということですが、2月19日に行いました。その後、ちょっとコロナの関係で行われておりませんが、その際、例えば、ランステについては特に出していません。出たのはリピーターをどうやって増やすとか電子マネー導入をしたりとか、そういうお客様の満足度アップについて御意見をいただいたり、それから海浜公園との活用、それから連携、そういうことも御意見

として出ておりますし、役場のイベント、地域のイベントと連携すると、そういう御意見もいただいております。それから経営の向上についても御意見をいただいております、残念ながらランステについては出ておりませんが、先ほども建設産業課長からもあったように、うなばら荘でランチということもありますけども、海浜エリアの活性化の検討を進める中で、もしランステをしていくというようなことがあれば、そういううなばら荘とのタイアップ、そういう部分も考えていきたいという具合に思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） うなばら荘は海岸エリアの中にも入りますから、どんどん積極的な意見を出していただくとともに、実際にトライしてみることが重要だと思いますので、これからも期待していききたいと思います。私はさっき言いましたけれども、カロリー計算をした料理などは本当に喜ばれるのではないかと思います。グラウンドゴルフの後にくつろがれる方々はもちろんのことですけれども、若い人たちにうなばら荘の存在を知っていただき、関心を持っていただく企画を考える必要があると私は思います。そういう意味で、単なるランニングステーション計画ではなく、先ほどからもそれらしきことはおっしゃっていましたが、海岸エリア全体がワンチームになることで村が抱える課題、例えば人口増や土地利用などの課題解決の有力な手がかりになるのではないかと思います、このような考えについてはどのように思われますでしょうか、伺います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。うなばら荘の件に関しましても、いろいろと御提案も含めていただいているところでございます。これ温泉の活用というお話も先ほどありました、これ日吉津温泉ということで、非常に貴重な日吉津村の資源であるというふうに認識をしておりますので、これをやはり村民の方はもとより、いろいろな方に楽しんでいただくというような工夫はこの先も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

また、若い人向けにスポーツエリアとして売出しをしてはどうかというような御意見もいただいたところでございます。うなばら荘の状況を少し聞いてみますと、やはり今、砂浜のところにグライダーの方、愛好家の方も結構いらっしゃるということで、こういった方たちがよく利用してくださるんだというような話も聞いたりしております。私も、先ほどトップセールという話もありましたが、海岸沿いとか、あるいは河川敷とかランニングで走らせてもらったり、ウォーキングをしたりということもありますけれども、非常に魅力のあるところだなというふうに、これは実感をしているところでございます。こういった一帯としてスポーツエリアとして売り出して

いくというのも非常にいいアイデアではないかなというふうに考えているところでございますので、冒頭申し上げました全体のエリアの活性化を図っていくという、こういった計画を今年度、来年度かけて進めていきたいと考えているところでございますので、ぜひ皆様方からも御意見をいただきながら、そういった活性化を図っていきなというふうに考えているところでございます。

土地計画というお話もありました。やはりこれは密接に関係をしていくことだという認識であります。特に現時点でどうこうという考えは全くないところでございまして、現在、考えとしては全体としての活性化を図っていきなという考えでございます。その中で、もしかしたら土地利用だとかという話も当然出てくるのではないかなというところで思っているところでございます。そういった部分についても、やはりもしかしたらそこについても併せて検討していく必要は出てくるのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 活性化についてはいろいろと意見いただきましたし、私も思うところがありますので、本当に前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、森の公園について伺います。松林の松の保安林を、私が提案しようとしています森の公園として捉えるのには少し無理があるのではありませんか。

まず、海浜運動公園内以外は雑木になっているところが多く見られ、立ち入るのも怖いくらいです。ぜひとも物騒でないように、きれいな松林にする必要があると思えます。確かに海浜運動公園の中の松林はきれいに整備されておりまして、散策用の道も手入れされていますが、ほかは入っていくことすらできないように感じる場所があります。うなばら荘の裏に、よくよくのぞいてみると分からないあずまや風の建物と、その横に木でできた物見やぐらのような建物がありました。カラスが門番をしていましたけれども、周りは草が鬱蒼と生い茂っていて、現状ではとても村民が憩えるような場所とは思えませんでした。

それはそれといたしまして、私が申し上げていますのは、松林とは別の場所に人が集える日吉津村の名所となる公園を造るという意味でございます。先ほども申しましたけれども、人、金、場所がないのでと考えてしまい、提起されたことを検討することすらやめてしまうのではなく、一步踏み出して考えてみようかというのが新しくこのたび機構改革をされた狙いではないでしょうか。私は総合政策課に大変期待しております。公園の広さや設備は最初から大規模に構える必要はないと考えますし、しかる場所、しかるべきところを選んで、子育ての村日吉津の代名詞になるような公園を、まずはできる範囲で形にしていきませんか。こういった施策こそが子育て世

代の定住にもつながっていくのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど松林の話をさせていただきました。新たな森の公園をとということで、松林とはこれは違うもんだろうなという認識は持ちながらですけども、参考までに現在の松林の手入れ、その重要性についてお話をさせていただいたというところがございます。

これも先ほどの御質問と重なってくる部分が、元の質問が海岸エリアの活性化ということでございますので、これも一帯として考えていくべきことかなというふうに認識をしているところでございます。先ほどは既存の施設で、うなばら荘やあるいはキャンプ場の活用というような話をさせていただいたところでございます。こういったところを図っていくためにどのようにしていったらいいのかということで、この全体の活性化計画を考えていく。その中で、議員の御提案にもありますような様々な活用の方法について、これは検討をしていくべきではないかなというふうに考えているところでございます。いろいろお話をお聞きする中で、どういった御提案あるのか分からない状況ではございますけれども、やはり村民の皆さんに気軽に来ていただいて憩いの場としていただけるような、現在の状況でもそういった場所を目指しているところではありますけれども、この検討をしていく中で、そういった意見も聞きながら計画を考えていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） いろいろな問題がありまして、今すぐというようなわけにはいかないでしょうけれども、例えば村民の手による公園となりますと、新聞社などに取り上げてもらうことで日吉津村のイメージアップにもつながると思います。何回も言いますが、今すぐとはならないにしても将来を見据えた長い取組になるかもしれませんけれども、構想として入れておいていただけたらありがたいなと思います。

それから、最後にトイレの件でございますけども、和のほうがいいという意見もあるというふうにおっしゃいましたけれども、本当に速やかに、これについては検討していただきたいと思えます。村長が先ほどおっしゃってましたけど、本当に和式が多くて、これは一つにはここに行ってみよう思っても、あそこはトイレが汚くてというのは今までにあってると思うんですよ。私は男性用トイレは入って調べてはおりませんけれども、トイレというのは本当に大事なことで、検討していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、日吉津村は本当にのどかで景色もよく、遠くは大山を、さらには日

野川土手から眼下に広がる田園風景が眺められまして、心身ともに健康的でリフレッシュできます。早朝、山の頂から朝日が昇るダイヤモンド大山をカメラに収めようと出かけることもありますけれども、その瞬間は厳かで神秘的な時が流れます。また、日没時の日野川では、夕日で川面が真っ赤に染まり、魚釣りをしている人の姿がシルエットになって映る風景は、牧歌的で時が止まったように感じます。交通の利便性は空の便も陸上も優れていますので、大都会と何本ものパイプでつながっている、これが私の日吉津村に関するイメージです。田舎のよさを兼ね備えた風光明媚な土地柄にもかかわらず、またそれを利用、活用する施設もありながら活性化していないように見受けられます。村民から見ればふだん見慣れた風景で気づかないことでも、村外の方の感想は新鮮で参考になることもございます。「住むなら日吉津！、子育てなら日吉津！！」を具体化する取組として、日吉津村をリゾートビレッジに仕上げる気構えでチャレンジしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で河中博子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（井藤 稔君） ここで少しの間、休憩といたします。再開は10時55分といたします。よろしくお願いいたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（井藤 稔君） 再開いたします。

続いて一般質問を行います。

議席番号2番、山路有議員の一般質問を許します。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） おはようございます。2番、山路です。ただいまから私の一般質問に入らせていただきます。

冒頭、日吉津村の素早い定額給付金の対応、村民の皆様からも大変感謝の言葉が私の耳にも入りました。皆さんからは、やはり小回りの利く小さな自治体のよいところであるなというところで、大変評価を受けたところでもあります。職員の皆さんも本当に御苦勞をかけたのではないかなというふうに思っております。また、都道府県知事がこの対応に関して、本当に表に出て判断されたということは、国民全てが各県の知事のこうした素早い対応を評価したというふうに思っております。また日吉津村においても、村長以下、素早い対応をお願いするところでもあります。ま

た、日吉津村内にもたくさんの医療従事者の方がおられます。先日も医療機関、お邪魔して、その治療状況、また発熱外来といいますか、キャンピングカーの中で治療するというような対応をされているところを実際に行き見て見せていただきまして、本当に御苦労をかけているなど、大変だなと思いました。世界の国々、また国内においても、自らの感染リスクをよそに、また危険を顧みず、命がけで治療に当たる医療従事者は、世界の皆さんがお礼と感謝の気持ちを込め、いろいろな形で表現されております。議場の皆さんの御賛同を得れば、皆さんとともに10秒間ここで拍手していただければうれしいなと思っております。御賛同できたらよろしく願いいたします。(拍手) どうもありがとうございました。これで私の一般質問が終わったらいけませんので、続けて行いたいと思います。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。まず最初に、新型コロナウイルス対応と今後について、それから2点目が地下式水道消火栓取扱い説明をということで、先ほど同僚議員の質問とは少し違った観点から質問したいと、以上2点について質問をします。

まず1点目が、新型コロナウイルス対応と今後ということでお伺いしたいと思います。世界を恐怖に陥れておりますウイルス感染、犠牲者は既に5月14日時点で30万人、今日現在で40万人を、本当に2週間余りで10万人増えたかなということだと思っております。過去に経験のない疫病との闘いであります。国内においては終息済みと言われておりますが、世界的に見れば、第二波、第三波を考えなければならない状況であると思っております。また、経済的な損失も計り知れないと。村独自の支援は理解するところですが、第二弾、第三弾策を考えなければならないと思っております。そこで、まず1点目が、村内販売店に三密指導はされないかと、つまり行政として三密指導はされないかということをもまず1点目にお伺いしたいと思います。そして2点目が、住民全員にマスク配布はできなかったのかと、この点についてお伺いします。3点目が、村独自の追加支援策を考えているのかと。これは5月13日臨時会以降の追加支援ということをおっしゃっております。この辺りについてお伺いしたいというふうに思っております。そして4番目が、うなばら荘の休業補償について、4月21日から6月30日まで、まだ今休業中ですが、7月1日から再開されるというふうに思っておりますが、この間のどのような支援があるのかと、また西部広域行政管理組合独自の支援はあるのかと、この辺りについてお伺いしたいと思います。5点目が、今後、小・中学校の授業の遅れをどのように取り戻すかということで、先ほど同僚委員の質問の中で、教育長のほうから小学校は8日間、夏休みが遅くなると、中学校は14日間、つまり7月11日から25日になるということでお話がありましたので、これ以上で何か特記事項があったらひとつお伺いしたいと。大変項目が多く入れておまして、できるだけ端的

をお願いしたいと思います。それから6点目が、心と体の健康づくりについて、心のケア窓口はどうなっているのかと。また、村内をウォーキングする方が大変多くなったと思っております。これは先ほども少し村長も述べられていると思っておりますけども、コースを充実させる考えはないのかということで、少しこの辺りお伺いできたらというふうに思っております。

そして、大きな2点目が、地下式水道消火栓取扱いの説明をということでお伺いしたいと思います。水道消火栓の普及率は、私も日吉津村消防団やっておりましたので、大体全国で設置率というのですか、普及率ですね、は一、二位と言われておりました。今現在はどの順位か分かりませんが、どのように考えても現在、日吉津村の普及率は全国的にも優れているというふうに思っております。その取扱いを一步間違えば、緊急時に支障を来すこととなります。現在、これまでの65ミリ対応、改善された50ミリ対応が混在している状況と思っております。特に50ミリ対応には、ここに短管と書いてありますが、先日、村の防災担当聞いたら、我々の時代は短管、短管って言うておりましたけども、現在はスタンドパイプと言っているそうですので、そのように御理解いただきたいと思います。いつ誰が使用するのか分からないためホースボックス等に、使用には短管の接続が必要と明記したプレートを設置できないのかということ、これは少し、自治会内でも民家火災があったときに、この辺り操作を間違えられて非常に時間を取ったという実例があるので、訓練はしててもいざとなると非常にうろたえちゃうということで、何かホースボックスのところにそういう明記はできないかということをお伺いしたいと思います。それから、2点目が、3本設置のホースで届かない世帯はどうするのかと、この辺の対応についてお伺いしたいと思います。

以上、2点についてお伺いしたいと思います。内容においては再質問をさせていただきます。終わります。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、山路議員からの御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず1点目、新型コロナウイルスの対応と今後ということで御質問でございます。冒頭、議員のほうからもありましたけれども、全国に緊急事態宣言が発されて、外出の自粛をお願いをしたりと、また医療機関の皆様、そして村内のお店、販売店の皆様にもいろいろ御苦勞をおかけする中で、工夫をしていただきながらこの1か月、もう少し前からですけども、いろいろ協力をいただいているところでございます。私のほうからも改めて感謝を申し上げたいと思います。

まず、現在の状況でございますけれども、新型インフルエンザ、新型コロナも追加されておりますけれども、この特別措置法に基づく緊急事態宣言、これが5月25日に解除の宣言がされて

おります。現在は新たな生活様式の定着等を前提に、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくということが示され、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくというような方針が示されているところでございます。この国の基本的対処方針の中におきましては、この経済活動に関しまして、業種ごとに策定をされます感染拡大防止のガイドライン、これをそれぞれの業界、業種で実践を促していくということとされているところでございます。鳥取県におきましては、この全国の業種別のガイドラインも踏まえたところで、飲食店あるいは宿泊施設等の業種につきまして、県版のガイドラインを策定を進めて、現在できているものもありますし、適宜見直しもしながら、そういった取組も進めてもらっているところでございます。また、鳥取県の施策としまして、ガイドラインに基づいて感染予防に自ら取り組むお店を対象に協賛店を募集をしまして、その応募された店舗に対して、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店という、こういったステッカーを送られて店舗に掲示をしていただくことで、お客様に安心をして御利用いただけるような環境をつくっていただくというような制度も開始をされています。本村におきましても、さきの臨時議会のほうで経済的な対策ということで、補助金等の制度もスタートをさせていただいているところでございます。こういった申請をいただくときなどの際の場面を捉えまして、このガイドラインでありますとか、県の制度の周知というようなことの働きかけを行ってまいりながら、こういった協力をお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目に、住民全員にマスクが配布できなかったのかという御質問でございます。こちらにつきまして、少し基本的な考え方をお話をさせていただければと思いますけれども、3月から5月にかけて、全国でマスクが品薄となり、この役場におきましても発注をしても入手が困難な状況でございました。これは全国と言いましたけれど、全世界でこういった状況ではなかったのかなというふうに報道を見て思っているところでございます。これは国内を見ますと医療機関、あるいは社会福祉施設でも同様に入手がしづらいというような状況が訪れていたということでございます。そうした中、国の大きな方針といたしまして、まずはこういった医療機関、あるいは社会福祉施設など御高齢の方が利用されるような施設、継続が求められるような施設のマスクとこのことを確保していくというのが非常に大きな課題であったと認識をしています。こうしたことを背景に、2月の末に鳥取県からの通知をいただきまして、これは村内の医療機関あるいは社会福祉施設などへ、村の備蓄のマスクがあればこれをぜひ提供してほしいというような協力の依頼の文書もいただきました。こういったことも受けまして、村の備蓄分、約1万8,000枚弱のマスクがあったわけでございますけれども、これを村内の医療機関、あるいは社会福祉協議会など

の社会福祉施設に必要な枚数をお尋ねをして、マスクの提供を行ってきたということでございます。こうした医療機関であるとか社会福祉施設にまずは必要なマスクを提供をさせていただくというのが基本的な考え方として持っておったところでございます。一方で、感染の拡大が懸念される中で、介護予防事業を中止をさせていただきました。このことによりまして、これが長引くにつれまして、やはり利用者の方の健康状態、これが心配ということもでございます。この健康状態の確認と見守りということも兼ねまして、このお休みをしている間にマスクの配布をさせていただいたということでございます。また大型連休を前に一定の人出も当初予想もされましたので、障がいがある方、高齢者の方、基礎疾患がある方、妊娠中の方など、いわゆる感染をされた場合に重症化されるのではないかと懸念がある方たちを対象に、村のマスクを配布をさせていただいたということでございます。

これと併せまして、これまで村内ではこの発生はないわけですけれども、いつこれが入ってくるのか分からないという状況の中で、もしこれが発生した場合には、そのときには村民に配布をすることも必要ではないかというような状況も考慮しながら、また災害がもしも発生したら、避難所に皆さん、もしかしたらマスクを持っておられない方も来られるかもしれない、そういった中で、やはり村としては備蓄をしておく必要があったという考え、こういった状況でマスクが手に入らず、またいつまでこの状況が続くのか分からない状況の中で、村としましては、今申し上げましたような備えをしつつ、全村民の方にマスクを配布するだけのマスクの数量の余裕がなかったということが現状でございます。

その後、地域の企業の方、あるいは村民の方からも手作りのマスクの寄贈もいただきました。改めまして感謝を申し上げますとともに、今後有効に使わせていただきたいと考えております。こういった状況もありまして現在3万8,000少々在庫、備蓄を持ってるという状況になってございます。これは追加で村で購入したのも届き始めているという状況でございます。3万8,000余りの備蓄が今、手元にあるという状況でございます。

現在は、このマスクの品薄状態というのも解消をされつつあるのではないかなというふうに見ておりますけれども、村といたしましてはいざという時のために、やはり備蓄をしていく必要があると認識をしております。また、今後の第二波というような流行も想定をいただき、村民の皆様方にもぜひ各自で備蓄に努めていただきたいというふう考えているところでございます。

次に、村独自の追加の支援策を考えているのかという問いでございます。こちらにつきましては、5月13日に臨時議会を開催をさせていただきました。その中で、各種支援策、対策について御承認をいただいて、現在、鋭意それを進めるべく努力をしているところでございます。今回の

6月議会におきましても、分散勤務の非接触型の中でも業務が円滑に行われるようなグループウェアの導入、あるいはGIGAスクール構想の加速による学びの保障として、児童生徒の端末整備支援を行い、1人1台の端末の早期実現を図ってまいり。あわせて、もし再流行ということがあった場合に家庭でも学習できるような、こういった環境を整備をしていくというような提案もさせていただいているところでございます。この追加の支援策ということでございますけれども、現在、国会のほうでも審議が始まっているところでございます。また、県の議会も本日より開会というふうにお聞きをしています。そういった国、あるいは県の検討状況も踏まえながら、本村の現状に即した独自の施策というものを検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、うなばら荘の休業に関する御質問をいただきました。休業の補償についてどのような支援策があるのかということでございます。現在、うなばら荘につきましては、これ西部広域から、日吉津にありますうなばら福祉事業団のほうで指定管理を受けて運営をさせていただいているところでございますけれども、現在、このコロナの状況を踏まえまして、4月の21日から6月の30日まで休館をさせていただいているところでございます。この休館につきましては、現状を踏まえたところで西部広域のほうに申請をし御相談をさせていただきながら、この休館を現在させていただいているというところでございます。この間の手当てにつきましては、国で実施されています雇用調整助成金、あるいは持続化給付金、雇用調整助成金につきましては従業員さんの休業のための手当ての国からの支援があるというものでございますし、持続化の給付金につきましては法人で200万、個人で100万という支援がこの減少に応じて行われるわけでありまして、この雇用調整助成金と持続化給付金の申請をして、現在必要な施設の維持管理を行いながら休館をしているという状況でございます。西部広域行政管理組合のほうにもこの休館の相談と併せましてこの現状をお伝えをし、今後の対応についても御相談をさせていただいているところ、お願いをしているところでございます。

次に、今後の小・中学校の件に関しては、後ほど教育長ほうから答弁をさしあげます。

次に、心と体の健康づくり、心のケアの窓口等についての御質問でございます。こちらにつきましては、御案内のとおりコロナに感染をしないようにということで、当初外出の自粛をずっとお願いをしたわけですが、やはり一方では体力の低下というものが心配され、また集まっているいろいろ何かが行えないという期間がしばらくありました。こういった中で、1人あるいは少数でもできるウォーキング、これは屋外でされることでもありますし、感染のリスクも少ないのではないかとということで、たくさんの皆さんが健康づくりのためにウォーキングをされる方が、このコロナの期間もあって増えたのではないかなというふうに感じているところでございます。

このコースにつきましては、現在、ノルディックウォークの勧めとして、村内の各自治会の公民館を起点としたウォーキングコースを設定してウォーキングマップを作成をしています。また、健康づくりの推進のために健康づくり連絡会、健康づくり推進協議会の主催で、全日本ノルディック・ウォーク連盟公認指導員さんに指導いただきながら、26年度からでございますが、毎月1回ノルディック・ウォーク教室を開催をしているところでございます。さらには、ふれあいフェスタでの健康ウォークや、春秋の年2回、ウォーキングイベントを開催し、村民の健康維持増進に努めているところでございます。こういった自治会、公民館起点のウォーキングコースもぜひ活用していただきたいと思っておりますし、そうではない日吉津村のモデルコース的なコースの設定というの、今後は検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、体を動かす機会が減少している方も大勢おられるんじゃないかなというふうに思います。体を動かすことは、心と体の健康づくりにとても大切なことだと認識しております。ウォーキングをされる場合には、一緒に歩く方との距離を少し、2メートル程度空けていただくとか、あるいは少し歩かれる際に近くでの会話は控えていただくなどの感染予防も行っていただきながら、健康維持、体力の増進に努めていただきたいと考えているところでございます。また、これからの時期、熱中症のほうも心配になってくる、暑い季節がやってまいります。屋外で十分な距離を確保できる場合には、例えば農作業をされるときとか、あるいはウォーキングをされる、グラウンドゴルフをされる、こういったときに屋外で十分な距離が取れるのであれば、マスクも必ずしもしなくてもいいというような考え方も示されているところでございます。熱中症には、どうぞくれぐれもお気をつけいただきながら、水分補給等もいただきながら、ぜひウォーキング、健康づくりに取り組んでいただければというふうに考えております。

すみません。ちょっと順番前後しました。心の相談窓口についての御質問でございます。こちらにつきましては、この新型コロナ対策でございますけれども、今後またこれ長期化することも予測をされるわけでございます。これが長期化すると、それに伴って様々なやはり弊害、ストレスですとかそういった弊害も考えられるところでございます。日吉津村としましては、村の対策本部の立ち上げに伴いまして、新型コロナウイルスの相談窓口というのを開設しております。心や健康関連の内容につきまして御相談があった場合には、福祉保健課のほうで対応をしているところでございます。また、鳥取県の鳥取県立精神保健福祉センターのほうでも窓口、あるいは西部の福祉保健局のほうでも窓口を設置をしておられるところでございます。あわせて、県のほうではライン等を使ったSNSの相談にも対応しておられるということで、そういっ

た取組に対して村のほうでもチラシを置かせてもらったりということで、村民の皆様にも周知を図っているところでございます。こういった相談につきましては、やはり個人の生活の実態や、あるいは社会参加の状況等によって様々であるということが考えられますので、やはり複数の相談窓口が開設をされているということが住民の皆さんにとって好ましい環境であるのではないかなというふうに考えております。村の窓口のほうも周知をしながら、必要に応じて県の窓口につないでいくような、こういった体制を取っていきたいというふうに考えております。

次に、大きな2問目の地下式水道消火栓の取扱いの関係についてお答えをいたします。現在、村内の消火栓器具については、力のない方でも取扱いがしやすいようにということで、口径65ミリのものから50ミリのものへ移行している途中の段階ということでございます。先ほども申し上げましたけれども、村内の水道消火栓の数は153基ということでございますが、このうち50ミリへの交換済みのものが72基、約半数が50ミリに交換済みということでございます。今年度、令和2年度に残りのうちの37基を交換し、来年度、令和3年度には44基を交換して、60ミリから50ミリへの交換は令和3年度で完了する予定で計画を進めているところでございます。現在は、消火栓自体は65ミリの規格でありますので、50ミリのホースを使われる場合にはジョイントを設置をする必要が出てくると。それは、地下式の消火栓であればスタンドパイプ、地上式の消火栓であれば本体の吐水口に、基本的には事前に取り付けてあるということでございますが、ただ、これをつけてしまうとキャップがかぶせられないというような場合には、ボックスの中に別で保管をしてあるという箇所も中にはございます。

毎年、消防団が自治会の消火訓練等で消火栓の使用方を指導している、させていただいているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の対策のために、これまでなかなか集まって訓練というわけにはならなかった状況があるかと思っております。そうした状況も踏まえまして、消防団のほうでは住民の皆さんに消火栓の使用方を御理解いただきたいということで動画を作成し、5月31日からのひえづチャンネルで放送をいたしました。また、自治会の消火訓練等でも使っていただけますように、この動画を各自治会のほうにDVDとしましてお配りをするのと併せ、さらに水道消火栓のマニュアル等につきましても自治会に作成したものをお配りしたいと考えています。ぜひ自治会等で行われます消火訓練等でこういったものも御活用いただきながら、消火栓の使用方を覚えていただければと思います。また、近所にあります消火栓については、各自治会で消火栓点検を毎年行っているということでございますので、こういった際を捉えてぜひ近くにある消火栓の状況を確認をいただけたらと思います。

次に、消火栓ボックスには3本のホースがあるが、これが届かない場合の対応はどのように考

えているかとの御質問でございます。こちらにつきましては、基本的には村内の住家があるところについては水道消火栓や自然水利を利用することで消火活動ができる環境整備を行っているところでございます。水道消火栓を設置する場合には口径75ミリ以上の水道管が必要ですが、本管から遠かったりする場合には口径の小さな水道管が布設されており、こういった場合には消火栓を設置できないというような場合もあるというのが現状でございます。こういった場合につきましてということでございますが、この場合に限らずということになろうかと思えますけれども、まずは皆様のほうで火災防止ということで御注意をいただけたらと思えます。また、消防団や広域消防の迅速な到着、消防ポンプ車を利用した消火活動を行ってまいりたいと。そのためには、消防団の技術向上や広域消防との連携の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。あわせて、今後も必要な消火栓の整備を継続をしていきたいと考えているところでございます。

以上となりますが、小・中学校の授業の遅れの関係につきましては、教育長のほうから答弁をさしあげます。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 山路議員の御質問にお答えいたします。小・中学校の授業の進捗の状況について、どう対応するのかというお尋ねでございました。

まず、臨時休業期間と各教科等の進捗について申し上げます。御存じのとおり、3月の2日から3月23日まで臨時休業1回目を行いました。授業できなかった日数は15日でございます。続いて、今年度になりましてから、4月27日から5月6日まで2回目の臨時休業ございました。これは授業しなかった日数が4日間でございます。このことから、授業の進捗についてでございますが、まず3月についてですけれども、臨時休業中に全学年の授業の進捗を確認いたしました。中でも6年生につきましては卒業前のまとめの時期であったため、おおむね新しく学ぶ内容については学習を終えておりました。しかし、社会科の一部で授業できていない内容がございました。この内容につきましては、6年生だけの登校日を設けて学習して対応いたしました。6年生以外におきましては、いずれの学年におきましても授業で扱っていない学習内容が少なからずありましたので、これは令和2年度の授業に組み込んで学習することを学校で確認いたして、現時点やっているとこのところでございます。そして、2回目の4月7日からの臨時休業についてでございますが、授業の進捗に関しましては、4月の臨時休業はこの期間休業するよという連絡が早かったものですから、その準備を十分指導できる時間がございましたので、あらかじめ家庭での学習内容や生活の時間の在り方について指導することができてよかったと思えます。5月の中旬に2度目の臨時休業による授業の遅れを確認いたしましたが、大きな遅れはなく、おおむね3時間

程度、一つの学年である教科で8時間程度ちょっと遅れてるというのが1か所ございましたが、おむね全体的には大きな遅れはなかったというふうに考えております。

中学校におきましては、小学校と同様に2回の臨時休業のために各教科で授業の遅れがやっぱり生じております。先ほど申し上げましたように、今後の取組につきましては、小学校におきましては7月22日の終業式を7月30日に8日間延ばしまして、各学年とも授業を行う日が5日間増えます。そして……。

○議員（2番 山路 有君） そこはもう聞きましたので、ちょっといいです。

○教育長（井田 博之君） ええ、結果的には23時間の授業時間数を確保することができますので、これで十分対応できるというふうに考えております。中学校におきましては、授業を行う日が9日間増えまして、44時間の授業時間を確保することができるということで、小学校、中学校におきまして、両方とも1学期終業式を遅らせた期間に確保する授業時間で、相当の学習の遅れを十分取り戻すことができますし、さらには、今後発生します可能性のある第二波、第三波に向けて先取りの学習も進めておくことも、ある程度期待できるかなというふうに考えておるところでございます。そのような対応をしていく予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議員（2番 山路 有君） ありがとう。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、2点目の地下式水道消火栓の取扱い説明をとということからさせていただきまして、時間が20分しかありませんので、あと残された時間でこの新型コロナ対応と今後ということで質問をさせていただきたいと思っております。

冒頭、少なくとも議運も通した中で2点の、私、自席に来たときに資料要求をしてたんですけども、資料要求が全く出てないということで、まずこの部分どうなっているのかなと。これ無視されたのかなというふうに思っておりますけど、まずその点についてお伺いしたいです。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。一応、事前に事務局のほうにはお渡しをしましたが、ちょっと手違いで伝わってなかったようですので、今後気をつけたいと思います。失礼いたします。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 申し訳ない。何か手違いがあったそうですので、今、数字はメモ

ったところですけども、申し訳ないです。ということで、どうも事務局のちょっと手違いだということなんです。

つまり、明記した、ここに書いておりますけども、使用にはスタンドパイプの接続が必要というプレートは、ここ2年ぐらいですけども、ラミネートぐらいでも、私2年ならラミネートでもつのかなというふうに思いますけども、こういう対応はまずされないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。現在、今50ミリに切り替え中として、一応先ほど村長からも令和3年度には完了ということですので、それに向けてラミネートとかっていう形のプレートについては検討中ということであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） その前に私肝腎な、こういうものを許可を得て持って出ておまして、先日4月29日に富吉のほうで民家火災がありまして、必ず地下式消火栓にはこういうスタンドパイプっていうのがありますので、これを立てて、まず接続をしてやると。これは、せっかくの機会ですので、村民の皆さん、今日見ておられる方がおられると思われましたので、啓発的にちょっと持って出たところですけども、これは65ミリ。50ミリ対応っていうことになると、こういうジョイントがついてますのでこうできるということですので、どちらにしても消防団のほうでこういう対応はされております。必ず地下式の水道消火栓を使うときには、このスタンドパイプを使うということを、改めて村民の皆さんにお願いしておきたいというふうに思います。

そうしますと、何らかのそういう対応はするということですので、ぜひ私、先日の4月29日にも、最初発見された方はどうも村外の方だったということで、結局はいきなり地下式のところにホースを挿されたようでして、もちろん下は65ミリ、ホースは50ミリですので合いません。ということで、なかなか3分ぐらい時間がかかったと、理解するのに。訓練はしてますけども、なかなかその辺り、いざとなるとうろたえちゃうなというふうに思っているところです。その辺りちょっと明記したプレートをお願いしたいと。

それから、届かないところは私、今、村長もいろいろお話しになったんですけども、届かないところを4本入れてもらうわけには、総務課長、いかんもんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。一応、先ほども消防水利の基準ということで、対象物から120メートルということもありましたけども、一応水圧が保てるの

が一応3本と、60メートルということで、多分4本入れても水圧が落ちてなかなか力が出ないということで、一応3本ということで設定しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） この辺りでこの質問については、ちょっとまた後日、4本でも私は水圧はあるなど。誠に65ミリから50ミリ対応は、私は正解であったと。実質、水をかけて非常に65ミリから50ミリは使いやすかったということで感じておりますので、この場でお礼申し上げたいと思います。

あと、新型コロナウイルス対応と今後ということで、私もうあと時間15分しかありませんので、私はここ3つの、私は村長の判断が必要というふうに少しまとめてきております。第1点が、第二波の発生したときに、私やはりこれ販売店等に村長の、何ていうですかね、村長の権限でなければ県のほうに問い合わせ、県の福祉保健課なりから、例えば村内の販売所、緊急事態宣言でも県外車ずらずら入って車が止められないぐらい、村民の方からも非常に不安の声が出ておりました。ということになると、私、何で役場はあれだけきちんとしとんなあのに、こういう販売所はマスクしてない人も、緊急事態宣言のときですよ、もう車満車、といいながら、私もちょっとないものを買って行って途中帰っちゃったんですけど、それぐらいの人です。この辺り、村長、第二波があったときに、今後、その辺りは村長権限がなければ県知事のほうに言って、県からそういう指示をしてもらってということにはできないもんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。第二波への備えということで御質問いただきました。議員もおっしゃいましたように、今のこれまでの対応の中で村長に指導をする権限というのがなかったというのは事実でございます。そういった中で、これは特に報道等で見るところでございますけども、都市部ではスーパー等が非常に外出自粛ということは言われながらも混雑をしていたというような現状もあったのではないかとこのように思っています。本県におきましても、外出の自粛要請というのは出てたわけですが、これは休業要請ということはされてないわけでございます。なおかつこれ都市部のほうを見ますと、休業要請がある中でも、やはり我々の暮らしを支えていくような必需品であったりとか、そういったお店については引き続き感染防止を図りながら開けていくというような考え方の下に、これは社会経済活動が進められたということでございます。村内の店等につきましても、このゴールデンウィークの期間におきましても、やはりレジ等でこういったフィルムを貼っていただくとか、あるいは営業時間を短縮をされるのか、あるいはまた、なるべくなら混んでないような時間にお買物には来ていただきたいというよ

うな呼びかけもホームページ等ではされていたというふうに認識をしているところでございます。主に都市部でありましたら、そういったスーパー等が混雑するような状況も出てくる。今のこのたびのコロナウイルスに対応するための仕組みの中では、やはりこれは一つの何ていうか、やはり限界な部分はあったのではないかなというふうに考えているところでございます。やはり、それぞれの皆様に自粛のお願いをしながら、そうはいっても最低限の経済活動、生きていくためのものは入手しないといけないという中で、やはり一部のそういった必需なお店に人が殺到してしまうというような現状があったのではないかなというふうに考えています。こういった中で、そういったことが報道された後になりますけれども、やはり国のほう、あるいは東京都のほうでも、こういった密にならないようにというような呼びかけはしておられたということかなというふうに思っております。

今後も、次のもしかしたら流行という第二波ということも想定をされるところでございます。そういったやはり三密というのは避けていくべきだというふうに考えておりますので、先ほど答弁のほうでも申し上げましたけども、そういったお店のほうには、やはり補助金申請等々のいただいた機会に、ぜひこの期間に感染予防対策をしていただくことをお願いをしながら、また、もしも今度二波が発生をしてそういった状況が繰り返されるということでしたら、これ県との調整、対策会議等の場でも、やはりこれは現状をお伝えをして、何かしらのお願いをする必要も出てくるのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ありがとうございます。私、第二波が起きたら、なかなか今村長の言われるような、何ていうですかね、9月、10月ぐらいになって第二波が来たら、私これは村民も何とかせないけんという声が上がってくるんじゃないかなというふうに思っております。この辺りはもう村長の決断で、多分こうして大阪吉村知事なんか見ると、ある面ではその経営者と、知事権限なんで町村長にそこまでの権限はないと思いますけども、何とかその辺り、第二波が起きた場合に、何らかの私、対応はしなければ、村長判断も必要でないかなということを申し上げたいと思います。

それから、第2の、私、村長判断ということで、この商品券事業、コロナ経済対策商品券事業、これ臨時議会のときも聞いたと思いますけども、2,000円掛ける3,550人分ってというのは、これはいつ執行されるわけでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。まだ詳細は決めておりませんけ

ども、一応早い段階で村内の事業所と協議して、皆さんのほうに郵送して使っていただくという形にしていきたいなという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 何かね、これだけ政府も緊急を、緊急をって言葉が常に国民の声としてあるわけですし、これ早くしたいというようなものでは私は、即対応して、村内の企業、相当厳しいところもあるというふうに聞いておりますので、その辺の対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。できたら、いつからこういう事業を開始するぐらいなところはお知らせ願ひたいというふうに思っております。

ちょっと今3番に飛んじゃったんですけど、2番目がマスク、先週金曜日にこれが政府から支給された、通称アベノマスクですけども、今こういうものが届いても、あんまり皆さんの評価としては、ま、届いたなぐらいで、それなら当初、四百何万で、現状では220億ぐらいの、260億ですか、が金が使われたということなんですけども、こうした金は医療従事者に私は出したほうがよかったかなというふうに思っております。マスク配布については、私、3月の一般質問が終わってから、65歳以上程度にはマスク配布できないのかということをお村民の皆さんから指摘を受けて、3月の6日に村長に何とか65歳ぐらい以上にはもろもろ今言われたような、ただコロナもこれ、100年も、大きな私災害だと思ふんで、ここで私は配るべきでなかったかなと。村長いわく、4月、5月になったら販売されるようになるんで待ってほしいということをお言われておりました。私は、この待つのは行政でないのかなと。住民が待つんじゃなくて、そこの間に待つのは、私は行政でないかなという素朴な疑問を感じたんですけども、この辺り村長どうお考えでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。村の備蓄用マスクの考え方については、先ほど壇上で答弁を申し上げたとおりの考え方でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ありがとうございます。

結果論ですので、その間に大きな災害も来るんじゃないかと思うんですけども、私は少なくとも65歳以上ぐらいの方には、マスク配布があってもよかったんじゃないかな。枚数はおいてもですね。たしかこの時点で2万枚あるという、小学校に1,000枚ですか、出して、それで2万枚近くのマスクがあれば、そこそこ65歳以上の方には配布できたんじゃないかなというふうには思っております。

あと、これは非常に急ぐようで申し訳ないですけども、うなばら荘の休業補償についてということで、今、私はこれが3番目の村長判断が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。結局、昨日の開会初日、うなばら荘の決算報告がありまして、3月少し余りの間で、今年の、村の補助金2,100万うなばら荘に補助金として出しておりますけども、500万伸びているということになると、多分にその状況でいくと令和2年は2,600万、ただ8期の決算として12月ぐらまでは、昨年ですね、非常にうなばら荘としては景気がよかったというふうに聞いております。そうしますと、そういうことを加味して考えると、令和2年度の決算時期には、私はどうかすりゃ4,000万、5,000万の補助を出さないけんような状況が生まれるのではないかなと思うんですけども、私はまず村長、この辺りの何ていうですか、見解、どう思っておりますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。まず、この間もお話ししましたけど、うなばら荘、今回500万の赤字だったということで、村からは2,400万の補助金ということでもありますけども、この3月にコロナの関係でキャンセルがなければ、逆に昨年よりも1,000万何がしの黒字っていいですか、赤字なんですけど昨年よりは1,000万程度よかったという中で、結果的に500万のプラスであったと。実際には500万の赤字ということになりますので。ただ、この4月からもし再開しても、コロナの関係で全員がすぐ戻ってくるということではないと思っております。その辺りをPRなりいろいろ工夫をしながら、何とか来年の3月までに戻っていただける努力をしていきたいという具合に思っております。ただ、第二波、第三波ということになれば、またそういう状況も生まれてきますけども、そういう努力をしていきたいという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ちょっと項目が多過ぎて、なかなか質問できない状況があるんですけども、私、西部広域のこうした考え方、例えば定額の2,500万円を考え方とか、西部広域からの応援っていうのはどういうことがありますか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。一応、休業をお願いしたときにこの2,500万、指定管理の入金ですけども、今年度の減免をお願いするということをお願いしております。多分、今検討されてるということであると思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 私それにはどういう根拠があるのかっていうのを今考えているところですけども、私この西部広域の判断次第では、今年9月議会ぐらいでは指定管理についての議員としても判断をせないけんだないかと思っております。そうした中では、この西部広域の対応次第では、私個人的には指定管理を考えないけんだないかなと思っておりますけども、村長どう思われますか。これで終わります。

○議長（井藤 稔君） いいですか。

中田村長。簡潔にお願いします。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この件につきましては、御案内のとおり、うなばら荘の施設自体は、あれ広域の施設ということになっております。そういった中で、今コロナのこともありまして非常に厳しい状況を迎えているというところで、休館もさせていただいているというところではございます。ただ、やはりこの日吉津の温泉という資源は、やはり大事にしていくなきゃいけないと思っておりますので、7月から再開するというわけになりますけども、ここからなるべくたくさんの方々に御利用をいただけるように努力をしてみたいというのが一番まずは考えていきたいと思います。以上でございます。

○議員（2番 山路 有君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で山路有議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） ここでしばらくの間、休憩といたします。再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（井藤 稔君） 再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を行います。

議席番号5番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 5番、松本です。今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、マイナンバーカードの活用についてです。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金への申請時に、郵送よりも早く簡単に申請できるということでマイナンバーカードがクローズアップされました。急いで申請しようとする方、暗証番号やパスワードが不

明な方が相談に来られ、全国的に多くの自治体窓口が混乱したとの報道もありました。結局は、反対に時間がかかり、システムエラーなどからオンライン申請を取りやめたところもあったようです。そこで、①として、マイナンバーカードは申請してから短期間では取得できないようですが、どのぐらいの期間がかかるものかお聞きします。②として、暗証番号、パスワードが不明な場合、村では役場で対応してもらえるのか。③として、今回日吉津村ではオンライン申請をされたのかお聞きします。④として、マイナンバー通知カードについてお聞きします。日本に住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号をマイナンバーといい、原則として生涯同じ番号を使います。その番号を通知する紙のカードが郵送されています。その通知カードが令和2年5月25日に廃止され、それ以降には引っ越しをすると証明書類として無効になると聞きますが、どうなのかお聞きします。また、マイナンバーカードの申請は、今でも普通に申請できるのかお聞きします。⑤として、マイナンバーカードは、今後どのように活用されていくのか。まだ、マイナンバーカード、お持ちでない人は、急いで申請するべきなのかお聞きします。

次に、ふるさと納税に係る運営経費について質問をします。ふるさと納税ということで、日吉津村へも全国各地から寄附をたくさん頂き本当にありがたいのですけれども、それに係る返礼品、送料、委託料、手数料などの運営経費は、一般会計から支出されています。寄附金を夢はぐくむ村づくり基金に積み立て、寄附をしてくださった方の思いが反映される使い方も大切だとは思いますが、これからまだまだ伸びるであろう寄附額を考えると、運営経費を寄附金の中から支出することはできないのかお聞きします。また、返礼品の調達割合は30%以下、経費総額費用は50%以下という決まりは守られているのかお聞きします。

必要があれば、再質問させていただきます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 松本議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。まず、大きな1つ目として、マイナンバーカードの活用について御質問をいただきました。

まず、その1点目でございますけれども、マイナンバーカードを申請されてからのどれぐらい受け取られるまでに期間がかかるのかという御質問でございます。こちらにつきまして、マイナンバーカード、この申請につきましては、個人個人が地方公共団体情報システム機構という、これ国の機関がございまして、こちらのほうに郵送か、またはオンラインで申請をしていただくようになっています。その後、そちらの機関のほうでマイナンバーカードが作成をされ、各市町村、これは役場のほうに書留で郵送をされてくるということでございます。これを役場のほうから御案内をして、マイナンバーカードできましたら、それを取りに来ていただくというような今

運用をさせていただいているところでございますが、その申請から受け取りまでの期間には、現在約1か月程度かかっているという現状だとお聞きをしています。

次に、このマイナンバーに係る暗証番号、パスワードが不明な場合は役場で対応ができるのかという御質問でございます。こちら、結論から申し上げますと、役場の窓口で再設定をしていただくことができます。この暗証番号につきましては、まずマイナンバーカードが届いて、まずそれを交付をする際に、御本人様にこのパスワード、暗証番号を決めていただくこととなります。この交付手続をされる際に用紙がございまして、この用紙に暗証番号を記載をいただいて、マイナンバーカードと一緒に持ち帰りをいただくようになっています。これを御本人様のほうで、暗証番号非常に大事なものでございますので、大事に保管を、管理をしていただくということをお願いをしているところでございます。これ再発行、役場のほうで手続が、再設定ができるということでございますけれども、これ実際の仕組みとしましては、役場のほうにお越しをいただいて、先ほど言いました国のほうの専用端末と役場の端末が要はつながっているわけございまして、これを通じて手続をしていただく、役場のほうで手続をしていただくという、その暗証番号の再設定の手続をしていただくということになります。これが国のシステムに対して全国から、いろいろなところからこれがつながっているわけございまして、これがこのたび少し報道等でもありましたように、アクセスが集中してくると非常に時間がかかってくるというようなことも想定をされると。実際かかってくるということになろうかと思えます。ということですので、役場にお越しをいただいて、その暗証番号再設定はできるんですけれども、まずは最初に御自分で決めていただいた暗証番号をしっかり保管をしていただき、それでもやはりないという場合は役場に来ていただいて御相談をいただければ対応をいたしたいということで考えて、そういった対応をしているところでございます。

次に、日吉津村ではオンライン申請をされたのかということでございます。これ特別定額給付金のオンライン申請ということでお答えをさせていただきますと、日吉津村のほうでもこのオンライン申請による受付はお受けをしておりますして、件数にして4件、このオンラインでの申請をいただいたということでございます。

次に、マイナンバー通知カードは、これは5月25日に廃止をされました。それに伴って、その後証明書類として効果がなくなるのではないかという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃいますとおり令和2年の5月25日をもって、この通知カードですね、紙の長いこう、マイナンバーの通知カードは廃止となりました。よって、この通知カードというのは今後再発行もできませんし、住所変更の手続、記載してある住所に引っ越しされたときに、

役場に持ってきていただいても、その住所の手入れをするというようなことはできないということになっています。この通知カードでございますけれども、もともと身分証明書としては使えないものでございまして、御存じのとおり写真も入っていませんので、身分証明書として使う場合には、やはりそれと併せて免許証であったりとか、そういったのを提示をしていただくというようなことで御経験はあろうかと思えます。これ、通知カードで何がこれまで証明されてたかといえますと、御自身の通知番号、マイナンバー、本人番号、マイナンバーを証する書類としてこれまでは使えていた。これ現在でも実際使えるわけなんです、住所変更などをされて、記載事項がもともと印字してある住所と変わっている場合には、その本人さんに対する、これがあなたのマイナンバーですよという証明ができないという状況になってくるというものでございます。

なお、併せて御質問ありましたマイナンバーカードの申請につきましてですけれども、これは引き続きこの通知カードを使って申請をしていただくことは可能でございます。通知カードにQRコードも印字してありますので、スマホ等お持ちの方はこれを読み込んでいただいて、写真撮っていただくということで手続していただければ、ものの10分ほどでできるのではないかなというふうに思っているところでございます。

次に、今後のマイナンバーカードの活用について、まず御質問でございます。こちらマイナンバーカードですけれども、先ほどの通知カードを出していただいてマイナンバー取得された後のマイナンバーカードについての御質問ですが、まずこの表面につきましては、身分証明書として利用することがこちらはできます。顔写真も入っています。身分証明書として御利用いただくことができます。このマイナンバーカード裏面に関しましては、ICチップがこのカード自体に入っておりまして、確定申告、あるいはインターネットバンキングとか民間でのオンライン契約での利用というような活用も始まっているところでございます。これに関しましては、インターネット上になりますけど、マイナポータルというシステムがありまして、そこに先ほどの暗証番号を使ってログインをしていただいて使っていただくというような流れになろうかと思えます。

今後の活用につきましては、令和3年3月から事前登録制により、健康保険証としての利用が予定をされています。また、今年の9月から経済対策の一環ということで、電子入金をする事によって加算ポイントがつくというようなことが予定をされて、準備をされているところでございまして、具体的には2万円をチャージをすると5,000円分のポイントがついてくるというような制度が進められているということでございます。村といたしましても、職員のワーキンググループをつくりまして、村としての活用策が何かできることがないかということで検討を進めているところでございます。

こちらのマイナンバーカードにつきまして、急いで取得すべきかどうかという問いでございますけれども、こちらにつきましては、ぜひ早期に皆様に取得をいただきたいということでお願いをしたいと思っております。村におきましては、昨年マイナンバーカードの交付円滑化計画というのを策定をしております。これは、全国の市町村でこのマイナンバーカードの普及を進めていくためにこの計画は策定が求められたものでございますけれども、令和5年の3月、なので令和4年度末になりますけれども、ここでの取得率を100%ということを目指して、今進めているところでございます。昨年度は、特に役場の職員やその御家族なんかをお願いをしまして、当初たしか13%ぐらいの取得率だったかと思うんですけれども、現在5月24日時点で19.5%ということで、約2割というところが現在の交付取得率ということになってこようかと思えます。先ほども申し上げましたけれども、今年の9月からは2万円の入金に対して最大で5,000円分のポイントが付与されるような制度も計画をされておりますので、これまた際になってきますと申請されても混み合うことも予想をされて、申請に時間がかかるということも想定をされるところでございます。役場のほうでも、このマイナンバーカードの取得申請に当たってのサポートを行っておりまして、この通知カードを持ってきていただければ、写真等も役場のほうでお撮りをして、基本的には御本人さんで申請いただくということになるんですけれども、それのお手伝いを役場のほうでも写真撮ったりさせていただいているということでございますので、ぜひ分からないなという方は役場に御相談をいただけたらというふうに思っております。

次に、ふるさと納税に係る御質問にお答えをいたします。この運営経費に関する事で御質問でございまして、まずふるさと納税に関しましては、平成31年度の地方税法改正をされました。これによりまして、ふるさと納税については、1つ目でございます、寄附金の募集を適正に実施すること。それから、返礼品の返礼割合を3割以下にすること。返礼品を地場産品にすることという3点を中心に見直しが行われまして、令和元年の6月から新制度が開始をされているところでございます。同法の改正に伴いまして、ふるさと納税に係る指定制度、国からその市町村ごとに指定をされるというような運用が開始をされております。日吉津村におきましても、多くの自治体、他の自治体と同様に、令和2年の9月末までの期間で認定を受けている状況でございます。この運用に関しましては関係法令や、あるいは総務省からの通知、Q&Aというようなものも出ています。そういったものを確認しながら、適正な運用に努めているところでございます。

運営経費が寄附金の中から支出ができないかという御質問でございます。こちらにつきましては、昨年度、令和元年度までは寄附額の全額につきまして、全ての金額について、夢はぐくむ村づくり基金条例というのがございます。この5条の一般会計歳入歳出予算に定める額として、全

額を基金に積立てを行って、これまでいるところでございます。こちらにつきまして、いわゆる返礼品に係る経費、30%以下に抑えるべきと言われる返礼品の調達経費と、あとはそのほかの経費含めたところで募集経費っていいですけども、これが50%以下になるということなんです。こちらの経費につきましては、これまで一般財源から支出をしてきているところでございます。今後につきましてですけども、地方税法の改正で定められましたルール等に従いまして、募集経費を除いた額を、条例の第5条にあります一般会計歳入歳出予算に定める額として基金の積立てが行っていけないかということで、今検討をしているところでございます。議員おっしゃいましたように、寄附額のうち、その募集経費に係る分は除いたものを基金に積立てをしていくというような仕組み、これができるのではないかとということで検討しているところでございます。これには予算の組替え、歳入歳出予算に定める額ということになりますので、実施するに当たっては予算の組替えが必要になってくるかと思えます。もう少し制度上の整理をした上で、恐らく9月以降になるかと思えますけど、また議会のほうに御提案をさせていただければということ考えているところでございます。

最後に、返礼品の調達割合が30%以下、募集経費が50%以下というのでできているかということでございます。こちらにつきまして、返礼品の調達費については、これいずれも令和元年度の実績になります。まず、寄附実績でございますけれども、総額で1億9,893万円、非常にたくさんの御寄附をいただきました。感謝を申し上げますとともに、有効に使わせていただけたらと思っております。8,671件、対前年比では494.4%ということで、非常に多くの御寄附をいただいたということでございます。返礼品の調達費につきましては28.4%、五千六百数十万というところでございますけども、30%以下と求められているところ28.4%ということで、もう一つの募集経費につきましては、これ50%以下ということでございますが、48%ということとなっております。適正に運用を行っているというところでございます。今年度につきましても、引き続きそういった法令やルールを遵守をいたしながら、ふるさと納税御寄附をお願いをしながら、有効に活用をさせていただくということも検討していきたいと考えているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） それでは、再質問させていただきます。

すみません。まず、ふるさと納税のほうから先にさせていただきたいんですけども、質問しましたところ返答が、検討しますということで、いいほうに流れるので、それだったらちょっと私が質問してから言ってくれたほうがよかったかなってちょっと思うんですけども、ありがた

いことなのでいいかなと思いますけれども、これを何で言ったかといいますと、私は全額基金に入れなきゃいけないとずっと思ってたんですけども、この間ふるさと納税ガイドというのをちょっと調べて見ていましたら、ここに集められた寄附金は各自治体の運営に利用されますが、この中からふるさと納税の運営に係る費用も支出されていますって思い切り出ていたので、一般財源から出さなくていいんだというのがあったので、これを質問させていただきました。ということで、引いた額を使えるようにしていただけるということでよかったですと思います。というのが、今回の当初予算でも、ふるさと納税を9,000万円見込んで、推進事業として4,500万という金額が一般財源から出ようという予算が通っています。細かく見ますと、報償費の寄附者への返礼品が2,700万、これ3割の計算ですね、その他需用費、役務費、委託料などです。返礼品の送料だけでも500万円という説明があったので、これはちょっとやっぱり今後のことを考えるとなかなかすごい金額だになってというのがあったので、本当に先ほど村長言われましたように、ありがたいことにすごく伸び続けているので、日吉津村のふるさと納税応援したいぞという方が増えていっているんで、これはやっぱりその経費を一般財源、税金の中から出すよりは、いただいたものから出していったほうがいいんじゃないかなということで、そちらの方向で考えていただけるということなので、ありがとございますということで、これは終わりたいと思います。

今回、何だっけ、中身まではそうそう聞かないようになっているので、聞きたいのはたくさんあるんですけど、また今度にしたいと思います。

それで、マイナンバーのほうなんですけれども、これも今回のコロナウイルスの関係で本当にクローズアップされていました。日吉津村ではどうなんだろうということで聞いてみたんですけども、急いで取得に来たっていう方が日吉津におられたかどうか分からないんですけども、これがよく調べるとやっぱり1か月かかるということだったので、急がれても駄目だったんだろうなと思います。その中でパスワードとかも全て取りあえず役場に来れば何とかなるんじゃないかなということで先ほど言ってもらったので、本当に分かりにくいですので、やっぱり住民課に行けばいいですね、住民課に行けば何とかなるっていうところを皆さんに知っていただけてよかったですと思います。通知カードも、これ結局通知カード、令和2年の5月にやめて、なるべくマイナンバーカード作っていただこうっていうのかなとはちょっと思ってしまいうんですけども、今聞きますと健康保険証に、令和3年、もう来年ですね、3月から健康保険証もなくなっていくということですけども、健康保険証といいましても、何だろう、普通のやつとか国民健康保険とかありますけれども、これはどういう保険なのか、お聞かせください。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。健康保険証といいますのは、国保も含めて全ての保険証で使えるようになるということでもあります。以上です。

○議員（5番 松本二三子君） そのままいいですか。

使えるようになるっていうことは、使わなくても大丈夫ということですか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。令和3年の3月から、マイナンバーカードが医療保険に使えるというのが、運用がスタートします。令和3年3月の時点で使えるということになるためには、医療機関のほうもカードリーダーというものを設置していただく必要があります。なので、その時点で一応国としては目標は6割程度の医療機関では準備をさせていただくように進めてるということでございますので、全ての場所に置いて使えるようにはならないということになります。ですので、その時点ではもちろんマイナンバーカード、そこにカードリーダーがある医療機関では使えるんですけども、ないところは今までどおり保険証で対応するということです。ですので、それ以降も、使える医療機関であっても今までどおり保険証を出したら使えるということになります。せっかくですのであれですけど、その医療機関でマイナンバーカードを使ってオンライン資格確認をしていただくと、今まで保険証でいいますと、例えば失効した保険証、保険もう国保を外れてて、例えば社会保険に入ってる、逆の場合、社会もう外れてて国保に入ってる方が、間違っってその保険証を出した場合に過誤請求というのが来てしまいます。そういったことが一元管理してますので、その人の情報がその都度すぐ分かるので、そういった誤りがなくなるということから、今後はできればマイナンバーカードを医療保険として使っていただきたい。そして、そのためにはぜひ皆さんにマイナンバーカードを作っていただきたいということを考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） ということは、全ての保険ですので、令和3年3月、今、令和2年の何月、もうすぐっていうことですよ。これ使えるっていうのは確かな、だんだんそっこのほうへ行くと思うんですけども、これすみません、私全部って知らなかったですけども、これの周知っていうんですか、お知らせっていうんですか、もっとしなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 国民健康保険のほうでいえば、8月ぐらいに今度の更新時期がありますので、そちらのお知らせするときに、併せてマイナンバーカード申請書を同封するとか、

そういった形でもっと周知をしましょうということで国のほうから言われておりますので、そういった対応はしていきたいと思えます。他のちょっと医療保険につきましては、こちらのほうではちょっと把握し切れてないところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） ついでみたいですみませんが、マイナンバーカードっていうのは、さっき言いましたように、日本に住民票がある人全てっていうことですので、赤ちゃんが生まれますね、そうすると出生届を出します。そうすると、マイナンバーカードの必要性っていうか取れるっていうのは変な話ですけども、住民登録されるわけですからマイナンバー通知カードが送られてくるんですよ、違う、ていうか、赤ちゃんにも通知カードは来ますか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。質問の中にもございましたとおり、通知カードは5月25日で廃止になっておりまして、今後の発行はありません。ただ、それに代わるもの、先ほど言われた出生ですとか、あと平成27年からマイナンバーの制度が始まったんですけども、それ以前から外国にお住まいの方が日本に帰って来られた場合、まだマイナンバーがありませんので、そういった方には個人番号通知書ということで、通知ですね、そういうのが届きます。ただ、それは今までのマイナンバーの証する書類にはなりませんので、改めて申請いただくということになります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） そうですね。通知カードはなくなったので、そうですね。通知書というのが来るということで、マイナンバーカードを、何ていうんでしょう、作ってもらおうっていうふうに持っていつているわけですので、変な話ですけども、じゃあ赤ちゃんからもうお年寄りまで全てという感じなんですけれども、であるならば、出生届のときにマイナンバーカードについて説明はされているんでしょうか。どっちの課なんだろう、分かんないけど。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。窓口での説明は特にしておりませんが、問合せがあった場合対応させていただいておりまして、村長から答弁させていただいた中にもありましたけども、申請のサポートっていうのをしております。顔写真撮って、こちらから申請書がオンラインで送れますので、それで申請ができるということの流れになっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（５番 松本二三子君） 写真ですよ。赤ちゃん生まれてすぐ、１歳か分からないんですけども、これ顔がどんどん変わっていきますけれども、この子供と大人何とか期間、有効期間みたいなのが裏に、私持っておるので見たんですけれども、あれは大人で何年、何歳か、子供で何年かっていうのは教えてください。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。大人で５年ということが決まっておりますけれども、ちょっと子供が別になってるかはちょっと把握しておりませんで、ちょっと今お答えできません。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（５番 松本二三子君） 大人で５年で、全部写真も替えてもう１回作り直すって意味でしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。変えるのではなくて、中の番号の更新作業っていうのがありまして、５年ごとに、それをするというので、カード自体を変えるということではないということ認識しております。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（５番 松本二三子君） 私、自分が何年に作ったかは覚えていないんですけども、これ５年過ぎたりする場合があると思うんですけども、これはお知らせが来るとかじゃなくて自己管理の問題ですか、どちらでしょう。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。５年ごとに更新の手続、分かりやすく言うと、運転免許証なんかの更新みたいなことの作業がございます。それが５年ごとにあるということで、国から通知が来て、その通知を持ってきていただいて更新作業ができるという流れになっております。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（５番 松本二三子君） 何となく分かってはきましたけれども、本当に必要なカードになっていくんだなというのがあるんですが、なかなかまだ皆さんそこまでの重要性っていったらいけないんですけども、緊急性というんでしょうか、ないんじゃないかなってというのが、周りを見てもそう思いますので、もうちょっと確定申告のときとか一生懸命ポスター貼っていったらおられるんですけども、作りましょう作りましょうって言って作る人はなかなかいないと思うの

で、こういうことがありますよ、こういう、さっきメリットもありましたね、あれをマイナポイントとかって言うんですよね、あれもつきますよとか、そういうところをがんがん押していってあげないと、あら、作らなくちゃと思うのにはなかなか難しいと思うので、今日聞いて初めて私も、ああ、大変なことだと思いましたので、どんどんお知らせしてあげていただきたいと思います。

あと、さっきの、そうです、これ今までしゃべったことは大体ネットには出ていますので、マイナンバーカードとかっていうとすごくよくある御質問とかっていってすごく詳しく出てはくるんですけども、これ私が取りあえずパソコン、携帯を持っていますので、スマホを、調べられるんですけども、最近とみに思うのが、本当に何でもこうやって便利にはなってくると思うんです。使い勝手が分かるって。片仮名の言葉もいっぱい出てきて、結構高齢者の方が自分たちが置いていかれているような感じがするっていう方も多いですし、さっぱり分からないっていう方もありますし、もうこのマイナンバーカードすら怖いって言われるんですね、恐怖しかないみたいな。そういうところの対応は、どう考えられますか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。確かに、高齢者の方にとってはなかなか対応しにくい部分があるのかなということはこちらも認識しておりまして、その面で言いますと、最初のマイナンバーの申請から、あと、先ほど言ったポイントがたまるマイナポイントとかという等の申請等のサポートを窓口のほうでできるようにしておりますので、そちらのほうで対応していくかなと思っております。個人的に恐怖があるというようなことがあるということですけども、その辺ではなかなかそれを払拭するというようなところまでは難しいかなと思っておりますけども、いろんなことの相談を住民課の窓口で受け付けしておりますので、お問い合わせいただけたらなと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 今回のコロナでもらえる給付金、あれもすぐに出ましたよね、ネットとかなんとかで詐欺の話が。もうああいうのに皆さんなれとられて、さっきのマイナポイント、2万円で5,000円つきますよっていったらうれしいなと思う反面、本当かなっていうちょっと怖さ、そういうところからもあるので、なかなかすごく本当に、じゃあすごく興味を持っていただいて役場に来てくださる分にはいいと思うんですけども、あとその辺のことをやっぱり、健康保険までついてくるようになるっていうのは、本当に必要性があると思いますんで、本当に役場に来ていただいて、誰のところか分かりますとそこに行けばっていうところをつくって

あげないと、わざわざ来なきゃいけない分ですので、その辺のほうをきちっとしていただきたい
と思います。

それと、何を聞こうか忘れてしまいましたが、あまりにも重要性がぐっと出てきてしまいました
たのでびっくりしたんですけども。あと、申請がオンラインとかできるって話でしたけれども、
マイナンバーカード、できましたっていうと、これ必ず役場に取りに来るんですよね。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。マイナンバーカードは、申請して
役場に届きますので、それからこちらからはがきで案内をして、必ず本人さんに取りに来ていた
だかないと、大切なものなので第三者の方に渡せないということになっておりますので、そうい
った流れで確実に本人さんに届くというような手続をさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） これは、役場は何時に終わるんですかね、5時に終わるんですか。
ごめんなさい、ちょっと分からないんですけど、お仕事をされている方、どうやって来られてる
んでしょう、今まで。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。休みを取って来ていただいているの
が現状だということを認識しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 私はそこまでは思わないんですけど、結構聞きますと休みの日に、
何とかそこだけの対応ができないかなという声を聞くんですけども、その辺どうなんでしょう。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松本議員の質問にお答えします。交付手続のときにも、村長の答弁
で申し上げたように、最初に暗証番号を設定していただいて、それを国とオンラインでつながっ
ているところに登録するものですから、国のパソコンが受け付けるほうが受付時間が決まってお
りまして、休みはありません。時間も何時、6時までだったか、何か平日は、だかになっており
ますので、そういったことでちょっと対応ができてないということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） しつこく聞いてなんですけども、それで、今まで、何を聞けば
いいんだろう、これからどんどん来られると思うんですけども、それこそ今回みたいなことでパ
ンク状態とか、ああいうことにならないのがいいので、本当にしつこいようですけども早めに

お知らせして、本当に重要ですので作りましょうっていう方向に持って行っていただくのと、本当に丁寧に丁寧に説明をしていていただかないといけないんじゃないかなということをお願いしたいと思います。

最後に何かありましたら、どうぞ。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、村のほうでもこの交付の円滑化計画というのをつくって、皆さんに取得していただくように進めようとしているところでございます。やり方もいろいろ勉強しながら、皆さんになるべく早期に取得をしていただけるように検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ皆さん取得をいただけたらと思います。以上です。ありがとうございました。

○議員（5番 松本二三子君） 終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で松本二三子議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 続きまして、議席番号4番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。私は、今回2点について質問いたします。1点目は、コロナは地域の視点で施策を、2点目は、高齢者への熱中症対策についてであります。

初めに、コロナ対策について地域の視点でということについて伺います。日吉津村では、感染者は出ていません。鳥取県では3人感染、無事退院をされております。県知事はじめ各自治体の感染予防対策の周知、地域の方々の大きな協力の表れと受け止めております。私は、3月議会で一般質問冒頭で、新型コロナウイルス感染症の対策として相談窓口体制を整え、働けなくなった人などへの補償などについてしっかりと対応していただくよう求めてまいりました。そしてまた、4月28日には村長にコロナ対策の申入れもしてきました。5月臨時議会では、村長から提案された全施策を議会で可決、一日でも早く施策を周知し、国、県の施策と併せ、村の施策の活用を図ることだと考えております。中小の小規模企業は、社会のインフラであり、地域にとっては必要不可欠の存在です。2019年10月、消費税が10%に増税され、地域が冷え込んでいるさなか、新型コロナウイルスが世界的規模で感染拡大し、地域社会全体に、特に弱い立場にある人、中小零細事業者、自営業者には命をかけた新たな試練が降りかかっております。農業も例外ではなく、飲食業での需要が高い農産物や花卉生産にも新型コロナウイルスによる影響が広範囲に広がっていると伝えられております。村の産物への影響はどうでしょうか。また、教育分野への影

響は大きく、臨時休校による子供の心身への影響、保護者、学校関係者への影響、新しい教育の在り方としてオンライン授業が導入されるなど、教育環境は一変してきました。新型コロナ国の専門会議の提言として、長丁場に備え、感染拡大を食い止めるため徹底した行動変容の重要性が訴えられ、感染拡大を予防するための新しい生活様式が必要と指摘されました。新しい生活様式に取り組むことは必要と考えますが、自粛要請以後、住民の方との会話の中でお聞きしたことがあります。それは、家計が安定すれば日常生活も新しい生活様式に移っていけるけど、少し不安という言葉が返ってまいりました。何でもいいので、少し小さなことからでもいいから受け止めてもらえるとうれしいっていうことがありました。

5月臨時議会以降の追加支援施策としてお聞きすればと考えましたが、今回具体的に次7点を質問させていただきます。1つ目は、村内の中小零細業者の経営状況、就労状況について伺います。2点、公共料金、税、上下水道使用料などの減免、減額について。3点、3歳未満児保育料の減額、減免。4点、村国保条例の傷病手当規定を、事業主も含める規定と改めること。この件につきましては、先回も申し上げております。情報収集するという回答をいただいております。その後、どういうふうにお考えになっておりますでしょうか。5点目、奨学金返済額の減額、減免。6点、西部の他町において小学校給食の無償化などが実施されております。本村もされる考えはないでしょうか。7点目、障害者就労継続支援B型事業所への支援はお考えにはなりませんでしょうか。1問目については以上です。

大きく2点目、高齢者の熱中症対策についてであります。今年の夏は、昨年にも増して暑くなるとの予報が出ております。特に高齢者の熱中症には注視することが重要と伝えられております。高齢者家庭にエアコンの設置状況を調査したり、また洗浄や購入の助成を求めたいと思います。これは、新型コロナ対策としても取り組めるものかなってということも思っておりますが、この点についてよろしく願いをいたします。

質問は以上です。答弁によりまして、再質問させていただきます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 三島議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思います。

まず1点目、コロナ対策の関係で御質問をいただきました。1点目で村内の中小零細企業の経営状況、あるいは就労状況について、どのように把握をしているかという御質問でございます。こちらにつきましては、先般、米子日吉津商工会のほうで実施をされた会員向けのアンケート調査の結果の状況をお聞きをしているところでございます。これ、アンケート調査につきましては、全部で412会員、そのうち村内の会員が189というのが全体ということですが、その

うち222会員、村内では70会員から回答があったというふうにお聞きをしています。回収率でいいますと、全体では54%、村内の会員の方でいいますと37%の回収率であったというものでございます。この村内の会員の方に限った集計結果によりますと、新型コロナウイルスによる影響について、大きな影響が出ている、またはどちらかといえば影響が出ているというふうな回答をされた方が77%、また今後影響が出る可能性があるという回答をされた会員を含めると実に90%に上るといような結果だとお聞きをしているところでございます。特に飲食、宿泊、観光という業種のところ、また今後、建設とか建築業におきましても、今後、影響が拡大する可能性があるのではないかというふうなことでお聞きをしているところでございます。

また、村のほうに相談が、直接窓口で相談があったことに関しましては、経営に関する相談が7件、こちらについてはやはり飲食ですとか、娯楽、小売というふうな方々から、売上げの減少に関する御相談が主なものだということでございます。また、雇用の関係の御相談もいただいております、こちらが5件でございます。これ、村のほうでお受けした雇用の関係の相談が5件ということで、内容としましては求人関係であったり、あるいは勤務先の休業の相談であったりというふうなところが相談をいただいている内容ということの現状でございます。

先般の臨時議会において、各種対策、支援策の予算もお認めいただいて、これから現在実施に努めているところでございますが、国の2次補正の内容、あるいは県の状況も見ながら、また、先ほど申し上げましたような村内の状況等もよく見ながら、必要な支援策を検討して、引き続き検討してまいりたいというふうな考えているところでございます。

次に、2点目、公共料金、税や上下水道使用料等の減額・減免をとの御質問でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る地方税法の、まず税の関係でございます。コロナ関係の税等の取扱いにつきましては、まず税の関係で、新型コロナウイルス感染症に係る地方税法の一部改正が、このたび4月末に施行されております。地方団体の徴収金につきましては、徴収猶予の特例という規定が新たになされました。これによりまして、公共料金、税であるとか上下水道使用料等につきましては、納税の猶予といった措置を取らせていただくことにしているところでございます。これに関しましては、先般の5月13日の臨時議会のほうで、税条例の一部改正を御承認いただきまして対応しているということでございます。

国民健康保険税につきましてはですけども、こちらにつきましては国のほうから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準というものが示されましたので、この基準に沿って減免の対応を取っていくということになります。こちらにつきましては、5月1日付で厚生労働省のほうから示されたものでござ

ざいまして、一定の減収の要件、あるいはその所得のまあ幾ら以下であるということ、というような要件を満たされる場合に、一定の金額を減額するというような仕組みも導入されました。こちらにつきましては、本村においては規則で定めているものでございますので、これは既に規則改正を行いまして、これで対応ができるというような体制になっているところでございます。

それから、税の関係で固定資産税、これは中小企業者の方への対応ということになりますけれども、来年度、令和3年度の固定資産税に対して、前年なので、今年の売上げが30から50%減少されてる場合は2分の1の減免、50%以上の減少がある場合は全額の減免というような固定資産税の、これは令和3年度分になりますけれども、中小企業者の方に対してこういった措置も取られるということで予定しているところでございます。

上水道のことにしましては、これは御案内のとおり、本村、米子市水道局の給水区域内ということでございます。これは一定、米子市と足並みをそろえて実施、検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。それから、下水道のほうにしまして、こちらにつきましても本村の現状をよく勘案をして検討をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、保育料の関係でございます。3歳未満の保育料の減額・減免をということでございます。こちらにつきましては、国のほうで、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大をされたということで、これに伴いまして県から通知が参っております。その緊急事態宣言を踏まえた保育施設の今後の対応についてというような通知が県のほうから参っております。感染防止強化の観点から、保護者が在宅をし家庭での看護が可能な園児については、登園を自粛を要請をするなど受入れ規模を縮小した上で引き続き開始をするというような、この際に、市町村の要請によって登園を自粛していただいた園児の利用者負担額は、日割り計算として減額をしていくというようなことでございます。

こういったことを受けまして、村のほうでも日吉津保育所並びに小規模保育事業者についても、家庭で見ることができる場合はなるべく御自宅のほうで見ていただきたいというようなお願いをさせていただき、これを4月の17日に保護者宛てに通知をさせていただいたところでございます。その後、現在ではこの緊急事態宣言の解除を受けまして、保護者宛てにこの登園自粛をいただいた場合の返金について通知をさせていただいたところでございます。この期間が、4月22日から5月の15日の間ということでございますが、この間に休園をいただいた3歳未満児の保育料は返金の対象として、6月中には返金ができるように、現在、これは保護者の方にも通知をし、現在そういった作業を進めているところでございます。これは保育料の減免ということで、子育て世帯への支援という趣旨だと理解するところでございます。

ただ、コロナの期間におきまして、先ほど申し上げましたように、一方で登園をできるだけ控えていただくというような、登園を自粛をして、その部分についてはいただきませんよというようなお願いをする一方で、これを全部無償化にしてしまうっていうことは、少しちょっとつじつまが合わないというか、ちょっと判断難しい、ちょっと別にして考えるべきではないかなというふうに考えているところでございます。よく検討しないといけないというふうに考えているところでございます。

次に、国民健康保険の関係で、傷病手当の対象を事業主も対象にしてはどうかということで、これは前回、5月の臨時議会の際にも議員さんのほうから御意見をいただいたところでございます。こちらにつきまして、まず現状でございますけれども、前回は議場で、南部町のほうでこういったことも考えておられるようだということで御発言いただいたところで、確認をしましたところ、南部町のほうでこういった一部事業主の方も対象にするようなことも、少し検討しているというような回答をいただいたところでございます。その上で、御回答ですけれども、この国民健康保険の傷病手当に関しましては、アルバイト、あるいはパートなどの給与収入がある国民健康保険の被保険者の方が、このコロナウイルス感染症の療養で給与が減額となった場合に支給されるものであり、被用者、雇用されている人への手当の支給というのがそもそもの考え方でございます。これは国の考え方としまして、前回は御説明さしあげたと思うんですけれども、事業主の方に対しては、国や県、あるいは村におきましても、その経済支援というような形で、無利子の融資であったりとか、あるいは補助金というような事業主を対象とした制度を利用させていただくというような考え方に立ったものでございます、というふうに認識をしているところでございます。本村といたしましても、前回の臨時議会でこの国保の条例改正は承認いただいて行ったところでございますけれども、やはり国の考え方を基本に、これに準じながら条例にのっとった運用を行っていくべきではないかなというふうに考えているところでございます。

次に、奨学資金の返済額の減額・減免についての御質問でございます。こちら奨学資金の返済に関しましては、これ返済にお困りの方につきましては、返還の猶予、あるいは分けて分割で返還をいただく等の御相談に逐次応じているところ、乗らせていただいているところでございます。このことにつきましては、返済に困っておられる場合は御相談いただくようにホームページのほうでも周知をしておりますし、併せて今年度分の返還の通知を6月中旬ぐらいに発出するように予定しておりますが、この際に、返還の猶予や、あるいは分割等も可能であることを御案内をさせていただくように予定をしております。まずはコロナの影響において、こういった返還が難しいというようなことがありましたら、まずは御相談をいただけたらというふうに考えているとこ

ろでございます。

次に、小学校の給食費の無償化。西部地区においてもこういうのを考えられた町もあるのではないかと御質問でございます。こちらにつきましては、本村におきましては、要保護・準要保護家庭につきましては、村が全額負担をするというような支援策、これは従前から行っているものでございます。こちらにつきましても今後、必要に応じてはよくよく検討が必要な案件だと思いますけども、当面これまでの考え方に沿ったような対応で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、障害者就労支援B型事業所への支援に関する御質問でございます。こちらにつきましては、このたびの新型コロナ対策への制度での対応ということをまず御説明を申し上げますと、事業所に対しての給付費の基本報酬を算定する際に、地域における感染拡大防止の状況や生産活動の内容等により、事業所ごとにその状況が大きく異なることも想定されるということから、個々の事業所の会計年度の実情により、前年度に代えて前々年度の実情に基づいた基本報酬の算定区分をすることが可能となったということで、具体的に言いますと、直近の年度ではコロナで非常に落ち込んだので、その実績を基にするのではなくて、通常の、だったであろうその前の年の状況を見て算定をするというような制度改正になっております。

また、併せて利用者の方の工賃支払いに当たっては、これコロナ感染症への対応により生産活動収入の変動で、利用者に保障すべき一定の工賃水準を支払うことが困難になった場合、まずは工賃変動積立金などで対応をしていただかないといけないわけですが、この生産活動収入が長期にわたり得られない場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲内で一定基準を満たしている場合は、事業所に対して給付される自立支援給付費を充てることが可能となったと、これもコロナでの特別な対応ということで、この給付費は充てることできるようになったということでございます。あわせて、この就労支援B型の事業所につきましては、中小企業持続化給付金の対象となっており、国または県の独自の支援というのを受けていただけるかなというふうに思っております。

村内の事業者の方に関しましては、これ、ヴィレステのカフェの委託等をお願いしているところでございます。御案内のようにヴィレステは、4月の21日から5月の15日間、1か月弱ですが、休館をさせていただいたわけですが、その間の委託料につきましては、元あったとおり、継続してお支払いをさせていただいていると。また午前中、マスクのお話もありました。マスクがもし足りなければ、村で備蓄しているやつをとということで、配布をさせていただいたところでございます。

また、役場でのこれ、やっぱりお菓子の売行きが一定減っているというようなお話もお聞きしておりまして、役場でお菓子を販売をしていただくというような協力ということで支援をさせていただいているところでございます。引き続き状況をお聞きし、必要に応じて支援も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、高齢者への熱中症対策という観点での御質問でございます。非常に今日も暑い一日になってまいりまして、これから熱中症が心配をされるところでございます。また、今年はコロナ禍ということで、マスクをできるだけしてくださいという中で、午前中も農作業されるとか、ウオーキングとか、あるいはグラウンドゴルフとか、一定の距離が取れる場合、屋外の場合はマスクを外して、してもらってもいいですよというような話はさせていただいたところでございます。やはり、これから暑くなってくるとこの熱中症、非常に心配されるわけでございますけれども、本村におきましては、平成25年度から毎年夏に65歳以上の独り暮らしの世帯を福祉保健課の職員が訪問し、熱中症の啓発を行っているところでございます。今年に関しましても同様に、そういう見回りをさせて、声かけをさせていただくように考えているところでございますけれども、今年はこの新型コロナウイルスの影響でこれまでとは異なる生活環境であるため、例年以上に熱中症対策の必要性をお伝えをしていかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。例えば冷房を使っておられる場合でも、一定の換気は必要であったり、あるいは小まめにそれに応じて温度調節をしていただいたり、水分補給を小まめにいただいたり。あとは、先ほど申し上げました、屋外で距離が取ればマスクは外していただいたり。それから、ふだんからやっぱり体温を測ったり、健康管理をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

エアコンへの支援ということでございますけれども、今年も予定をしております戸別訪問による熱中症予防の啓発を継続しながら、まずは実態把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

1番、大きく1問目の1番ですけれども、中小・零細業者のその調査をされた中、日吉津村で大きな影響があると、77%っていうことをお聞きしましたけれども、それが今後に向けて90%にもなるんじゃないかっていう予想っていうか、そういうことを気遣っておられるっていうか、そういう状況なんだなってことを改めて感じました。このことについてですけれども、相談件数についてですけれども、その相談件数っていうのが何か割と少ないんじゃないかなっていうふう

に思ったんですけども、そうではないでしょうか。この割合から見てですけれども、そういうふうに私は思いましたが、どうなんでしょうか。これは、役場の担当課のほうでも調査をされたことが入ってますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど答弁申し上げました最初のアンケート調査につきましては、商工会のほうで実施されたアンケート調査で、後段に経営の関係で相談が何件、雇用で何件というふうに申し上げましたのは、これは役場の窓口への相談があった件数がこの件数だということでございます。商工会のほうで、窓口への相談件数はもっとあるんじゃないかなと思ってますけれども、ちょっと今、実際に数字はつかんでないところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 2番目の公共料金についてでございますが、上下水道の使用料についてですけれども、水道料については米子市はホームページで出されておりました。少し、ちょっと町の名前っていうのが出てこないんですけども、やっぱり減額をしておられるところもありますし、基本料金を下げていくとか、そういうことがあるようです。水道料については、日吉津村独自では、ちょっとそれはできないのかなってことは考えてましたけれども、米子市と併せた中で検討はしていただけるのかなっていうふうに私は取ってました。

それと、それまた後、答弁いただきたいと思いますが、下水道についてでありますけれども、先回いただきました総合計画のアンケートの中にもありましたが、下水道料金が高いではないかっていうことがありましたね、皆さん読んでおられると思いますけれども。小さい赤ちゃんまでのそういう費用が全部入っていると、そんなん使いますかっていうようなことも、若い方からの意見だったと思いますが、載ってました。水道料と同じ金額になるんじゃないかっていうことの意味がありました。下水道については、10年間10%の減額をしていただけてまして、皆が安く利用させてはいただけてましたけども、それが2%ずつ返されていき、現在こういうふうなコロナの状況に入ってるんですけども、それをストップさせていただくっていうようなことはできないのかなっていうことを思ってます。それ2つをはじめ、公共料金では、後、またさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。水道料のほうです。水道は、御存じのとおり、米子市水道局さんのほうにお世話になっておりまして、その管内では米子、日吉津、あと境港市さんも併せてお世話になっております。そこで、村単独での判断ということはないかな

か難しく考えておりました、米子市さんと、後、協議をしながら進めていく部分になるのかなと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員の御質問にお答えします。下水道料金の関係なんですけれども、議員おっしゃるとおり段階的に減免の率を今、下げている状況でございます。今年から公営企業会計に移ったということも御存じだと思いますけれども、そういった中で適切な料金がどの程度なのかというようなところも、今後、検討していかなければならないという中であるとは思っておりますけれども、近隣の自治体のこのコロナ感染の対応というのを見極めながら、日吉津村におきましても、現在、支払いの猶予ということで相談を受け付けておるといような状況でございますので、国の動向等も見極めながら、今後また必要であれば検討していきたいというふうに考えております。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 次、国民健康保険税についてお伺いをします。国民健康保険税は、今度7月1日で課税っていいですかね、されると思うんですけども、そのときに固定資産税も入りますね。先ほど説明はいただきましたけれども、その減免っていうか、届出をする日にちが決まってるんじゃないですか。そういう日にちはありませんでしょうか、減免を申請するとかっていう。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。日にちということではちょっと今、ぱっと分かりませんが、対象が、令和2年2月1日からの保険料設定についてが対象になってくるということですので、その点では徴収の猶予と併せた部分で、1月31日までの分が対象になってくるということの認識になってきますので、そこまでの間で対応ができるのかなと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私がちょっと見たところでは、2月1日から今年度になる3月31日ですか、までということで、7月1日に課税されるので、6月30日までに届出をしないといけないということが書いてあったように思うんですね。そうしたら、もうすぐじゃないかなと思ったんです。そういう周知っていうのはどういうふうにしてされるのかなっていうことを思いました。

固定資産税はもう出てますので、1期とか、出てます。払えないっていう人は、延期とかって

いうことを申し出るってということにはなってますので、それはされるように多分。あれが入ってましたね、通知の中に、納税通知書の中にそれは入ってましたけれども、私は国民健康保険税については、切符が出てからではどうなんだろうってことを思いましたけれども、それでお聞きをいたしました。固定資産税は1.6って高い税率で払ってますので、その点についてもやはり、多少っていいですか、少しでもいいのでやっぱり減額というかそういう方向づけは考えられないのかっていうことを、その申請をされた方に対してできないもんだろかなっていうことを思いますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。固定資産税単独ということでの御質問だったかなと思いますが、その件ではそこだけをとということでは今のところ考えておりませんで、この国民健康保険税の中で固定資産税も含んだ額で保険料が決まります。その保険料に対して、世帯主さんや世帯の被保険者さんの所得、前年の所得との対比で計算式が決まっておりますので、そこで減額、減免の額が決まってくるということですので、固定資産税も含んだところで減額、減免の額ができるかなと解釈しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私の言い方がまずかったかもしれません。それ計算をして最後ですけれども、そういう少し高い税率で払ってるので、全体出されたときにそういう部分についても、少しでも全体から減額をしたらいいのではないかなっていうことを思ったわけです。その点はまたお考えいただきたいなと思います。

それとですけれども、国民健康保険税っていうのは、擬制世帯とか、いろいろ世帯主が2人とかに、3人はあるのかどうかちょっと分からないですけれども、分かれていますね。固定資産税も分かれて払ってる、2名の登録になってるっていうのもありますね。そういう場合なんかについては、どういうふうに計算されるんだろうっていうふうに思ったんですが、そういうことはどうされるんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。基本的に世帯主さんというのは、住民票上の世帯主さんでカウントしますので、同じ世帯の中で、住民票の中で、世帯主さん2人おりませんので、そこでは1つの世帯でまず計算をします。それを世帯主と子供さんなんかの家族の方と分けて計算してくれということでしたら、その計算後の中で、あとまた世帯主さんと子供さんなんかの所得の割合とかに応じて計算をし直すということに分けるといって、全体の

額は1つの世帯で出るということでございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） そうしますと、仮に若い者は勤めてて、世帯主になってるのが家業しててってということになった場合で、その家業のほうがこのコロナの関係で減収したとかっていう場合は、そっちのほうだけでも減額っていうことの申請はできるものなんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。このたびの減免の制度では、まず世帯主さんが前年よりも収入が3割以上減ってるということが要件になってまいります。その計算で、あと附則で1,000万以下の所得であったりした場合に次のステップに進めて、そこでまずふるいにかかけられます。それをクリアされたところで、今度はその世帯に対して保険税の税額が決まって、それに対してまず世帯主さんの減額に影響がある所得、それと世帯主さんの所得と被保険者の所得を足したもので割り算します。そして、世帯主と被保険者の方の合算した前年の所得が何ぼあったかによって掛け率が決まっております、300万円以下、世帯主さんと被保険者の方の前年の合計所得が300万円以下の場合は全額減免になってまいります、以下400万とかいう範囲で1,000万までの中で、1,000万円以下、750万円以上1,000万円以下のところが10分の8、10分の2ですね、2割減免ということでの制度になっておりますので、そういった形で段階的に変わってくるということでございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） なかなか国民健康保険って難しいですね。調査をしてみたんですけども、なかなか分かりづらくなっていうことを感じました。1世帯にあっても国民健康保険で、高齢者とそれから普通の国民健康保険と分かれてるっていうのもありますし、国民健康保険でも何か2つ、事業をしているものとあれと分かれるというのものもあるんじゃないですかね。1つの世帯でなっていない、しなくていいっていう、それが擬制、何かそういうのを聞きましたけれども、そういうときに片っ方のほうがコロナの影響を受けた場合に、分けてもらったほうが申請をしたら減額ができるかなっていうことを感じたんです。その点がちょっと理解が、私ができないのかも分かりませんが、どうなんだろうっていうことを聞きましたので、お伺いをしてます。どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、擬制主さんっていうのは、国保に加入しておられない、社会保険に加入しておら

れる方が擬制主さん。世帯主さんが国保以外の場合、世帯主の方が擬制主という言い方をするんですけども、世帯主さんが社会保険に仮に入っておられるということで、子供さん方が国保に入っておられるという場合に擬制主が成り立つんですけども、このたびの国から示された基準では、世帯主さんの所得に応じての減免という書き方になっているので、擬制主でもその方の所得に応じて対象にできるんじゃないかなということに理解しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 次、3歳未満児の保育料については、今後よく検討していただいて、対応ができるところはしていただくといいなと思います。よろしくお願いします。

それと、4番目の国民健康保険税条例の傷病手当金についてですけども、大工さんとか、それから自分で自営業でおられる場合、その方は傷病手当が該当にならないということがあります。それを県内でも独自に対応されたっていうところがあります。それは国でも、2か所でしょうか、岩美町が対応されたっていうこと。それでそういうふうを南部町でも検討していきたいっていうことだったってことです。日吉津村でも対応できないかなと思って質問させていただきました。2度もさせていただいたんですけども、引き続きよその状況も見ながら対応していただく大変いいなというふうに思ってます。よろしくお願いします。

奨学金の返済についてでありますけれども、この返済につきましては、5月8日に教育委員会に行きまして状況をお聞きいたしました。そのときに、相談もないし、いろいろそういう状況は入ってきてないってことでしたので、以後、新聞にも大きく報道がされました、大学生の退学を検討せんといけんじゃないだろうかっていうようなことが大きく出されてきたりして、その後どうなったんだろうなっていうことを感じました。その中から私が思いましたのは、もう少し相談ってのがしやすく、こう問いかけ、住民のほうから相談がしやすい方向づけっていいですかね、対応ってうか、そういうことをしていただくといいなというふうに感じておりました。ないってことではなくて、私はあるのが普通だよなっていうことを思っていましたので、その辺で、日吉津村はそういうあれがないだろうかってことを感じました。社会福祉協議会にも行きまして、融資のことをお聞きしますと、通常は借入れされる方がないです。ですけども、今回は今まで10件ぐらい、だんだん増えてきておるということでしたので、いろんな相談が役場にもあるはずだなあ、していけないのかなっていうことを感じましたので、そういうことでやっぱり相談の受入れ体制ってうか、そういう状況づくりをしていただきたいということを感じました。ホームページも見まして、21日ですか、猶予とかそういうことが載っておりました。それはしていただくということでいいことだなってことを思ってますし、今回も補正予算ので出

てますね、借入れをされる方があってというようなことも見てきております。今後とも、状況を把握しながら対応していったらいいなっていうことを申し上げておきたいと思っております。

次、小学校の給食の無償化ですけれども、大山町は半額ですかね、いろいろ対応がされておられるようでして、よその状況もですけれども、日吉津村でもやはり日吉津村独自の施策っていうのを出してほしいっていうことを思っています。イベントも中止になったりもしていますし、そういうものを利用していろいろ取り組んでいけるものがあるのではないかっていうことを、私も予算書をずっと見ながら、何ぼか何百万か出てくるなっていうことを見てますので、今後ともそういう対応づけはしてもらえないもんだらうかと思いますが、いかがでしょうか、村長。

○議長（井藤 稔君） 村長ええですか。中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。さらなる支援というなお話かと思っております。いろいろな御提案もいただいている中で、現在のところでの考え方を先ほど壇上のほうで申し上げさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、近隣の市、町の状況等も確認をしながら、本村として本村の実態に合った支援、あるいは対策ができるものがあれば、これは引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 障がい者の就労の継続支援B型事業所への支援ですけれども、私もそれは国からの通知などを見ておりますけれども、前々年度っていいますと、今、日吉津村のB型の事業所っていうのは、だんだん事業を発展させてきておられるので、いい方向に向かってるっていう決算書を見せてはいただきました。理事長さんにお話をお聞きしますと、工賃が安いので工賃がもう少し上げてあげれるといいなっていうことを言っておられました。ですが、村長さんの答弁にもありましたように、積立金がある場合は積立金を使って、使ってっていうか、それを充ててからっていうことがあるようでして、その点でやっぱり苦慮するんですっていうことがございました。ですけれども、ヴィレステに対しての休店中の補償っていうことを役場のほうから対応はしておるっていうことでしたので、その点は大変いいかなというふうに思ってますけれども、やっぱり工賃のほうへの支援っていうのは、やっぱりできないっていうことでしょうか。どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。基本的には、この自立支援給付費というものを基本報酬を基に算定して出しておりますので、その額に従って、工賃の支援というわけにはいきませんが、その額を支給するということになります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） せっかく村内に1か所だけある障がい者の支援の事業所ですので、今後とも後押しっていいですか、支援をしてってほしいと思います。

次、大きく2の高齢者の熱中症対策についてであります。村長の答弁を聞きますと、25年度から福祉保健課で見回りをして対応しておるってことでしたので、今年は特に注意をして見回りはしてってほしいと思いますが、そのときにやはり冷房の関係も見ていくってことでしたので、多分、操作もしてみられるんだらうとは思いますが、そういう点について今までで何か問題っていうか、そういうところをお気づきになったことを聞かれたことがありますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。このたびの御質問を受けて、過去の質問状況を見ましたけれども、特にエアコンにということでは相談はなかったというふうに把握しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私はよそのことをこう言いますが、よその状況を見ながらってことも答弁いただきますので、私も県下の全部ちょっと見させていただいたら、エアコンについての助成とかいろいろ考えておられるのは、境港市がしておられるようです。ですので、日吉津の状態は今お聞きしますと、職員が見回りをしておられますのでいい対応になってるのかなっていうふうに感じてますが、今後とも高齢者に対しての、高齢者はすぐ体調が変わりますので、その点、気をつけて見回りをしてってほしいと思いますし、できることなら掃除の面について、機械はいいけども掃除がしてないってことは、一般家庭でもよくあることだと思いますので、その点よく見てやっていただきたいと思います。

あと、最後に申し上げたいと思いますが、住民の方とお話をする中ででしたけれども、2点ほどお伺いをしましたので。村長からはいつも、時々、無線放送で、防災無線で流していただいて、よく分かるように話をしていただいて大変いいってことをおっしゃいます。その後一つ要望がありまして、後に一つだけ、いつでもいいけん気軽に相談に来てくださいってことを一言付け加えてもらおうと大変いいなっていうことがありましたので、そのことをちょっと申し上げておきたいと思います。

それと後は、役場の職員の皆さんが大変すばらしい能力を持っておられて、それを大いに発揮していただきたいってことを、そうして優しい中に柔軟な発想力で取り組んでもらいたいな

ってという御意見がありました。このことを述べて質問を終わらせていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 三島議員、答弁はいいですか。答弁はよろしいですか。

○議員（4番 三島 尋子君） 答弁していただけたらお願いします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。御指摘いただきましてありがとうございます。ぜひいろいろなことを、まずは役場に相談をしていただけたらと思いますので、その辺りちょっとPRが全体として足りない部分もあるのかなということで反省をしつつ、私の呼びかけの中でもそういったことを一言を添えていくこともいいかなというふうに思いました。

施策に関しましては、本当に職員もみんな頑張ってくれてまして、いろいろなアイデアを出しながら、皆さんからの御意見もいただきながら、状況を踏まえて今後も検討をしていきたいと考えておりますので、引き続き御理解をいただけたらと思います。以上です。

○議員（4番 三島 尋子君） ありがとうございます。

○議長（井藤 稔君） 以上で三島尋子議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分散会
